

# 国旗損壊罪と法益主体の変容

詳細論文・最終統合版

2026年5月25日

## 要旨

本稿は、国旗損壊罪案を単なる国旗保護法制としてではなく、「国家が傷つく主体である」という法益構造の導入可能性として分析する。刑法の保護法益、国旗損壊罪案の条文構造、A/B/C/D主体分類、戦後保守運動の主体重心移動、国際比較、橋頭堡論、反論処理、制度防御論を通じて、国旗損壊罪が国家象徴保護、外部秩序接続、体制主体化へ展開し得る法的文法を形成するかを検討する。

## 目次

- 第1章 刑法の保護法益と憲法接続
- 第2章 国旗損壊罪案の条文構造
- 第3章 A/B/C/D主体分類
- 第4章 国家象徴運動の主体変換
- 第5章 法益対象の拡張可能性
- 第6章 想定反論と応答
- 第7章 統合結論

# 第1章 刑法の保護法益と憲法接続

国旗損壊罪を検討する前に、まず刑法が何を守る制度なのかを確認しておく必要がある。刑法は、国家が好ましくないと考える行為を自由に処罰するための制度ではない。刑罰は、身体的自由や財産、場合によっては表現活動にまで重大な制約を及ぼす。そのため、処罰の根拠には、保護に値する利益、すなわち法益が存在しなければならない。

この法益は、単なる道徳感情や政治的好悪とは区別される。ある行為が不快であること、無礼であること、あるいは多数者の感情を刺激することは、それだけでは刑罰の根拠にならない。近代立憲主義の下で刑罰を用いるには、どの利益が侵害されるのか、その利益は誰に帰属するのか、そして憲法秩序の中でどのように正当化されるのかを説明する必要がある。

## 1 法益という出発点

刑法各論で扱われる犯罪類型は、一般に、保護される法益の性質に応じて整理される。典型的には、個人的法益、社会的法益、国家的法益という三区分別である。もちろん、この分類は絶対的なものではない。ひとつの犯罪が複数の法益にまたがることもある。しかし、刑法が何を保護し、どこまで処罰できるのかを考えるうえで、この三区分別はなお重要な出発点になる。<sup>[1]</sup>

個人的法益とは、個人に直接帰属する利益である。生命、身体、自由、名誉、財産などがこれにあたる。殺人罪は生命を、傷害罪は身体を、逮捕監禁罪は身体的自由を、窃盗罪や器物損壊罪は財産を、それぞれ保護するものとして理解される。

社会的法益とは、不特定多数の人々が共同生活を営むための基盤にかかわる利益である。たとえば、公共の安全、交通の安全、通貨や文書の信用、公衆衛生、取引秩序などが含まれる。放火罪や往来妨害罪、通貨偽造罪、文書偽造罪などは、特定個人だけではなく、社会生活の基盤そのものを危うくする行為として処罰される。

国家的法益とは、国家の存立、国交、公務、司法、刑罰執行など、統治制度の機能にかかわる利益である。内乱罪や外患罪、公務執行妨害罪、偽証罪、証拠隠滅罪、外国国章損壊罪などがこの領域に置かれる。

表1-1 刑法の保護法益の基本分類

分類	主な法益	代表的な犯罪類型
個人的法益	生命、身体、自由、名誉、財産	殺人、傷害、逮捕監禁、名誉毀損、窃盗、器物損壊
社会的法益	公共の安全、制度の信用、公衆衛生、取引秩序	放火、往来妨害、通貨偽造、文書偽造、飲料水汚染
国家的法益	国家の存立、国交、公務、司法、刑罰執行	内乱、外患、外国国章損壊、公務執行妨害、偽証、証拠隠滅

表1-1 刑法上の保護法益は、典型的には個人的法益・社会的法益・国家的法益に区分される。ただし、実際の犯罪類型では複数の法益が重なることもある。

この分類から分かるのは、刑法が必ずしも個人の権利だけを直接守る制度ではないということである。公共の安全や司法制度、公務の公正のように、個人を超えた制度的利益も刑法によって保護される。ただ

し、ここで注意しなければならないのは、社会的法益や国家的法益であっても、最終的には国民の自由や安全、権利保障を支える制度として理解されるべき点である。<sup>14)</sup>

## 2 刑法は憲法秩序の下にある

刑法は国会が制定する法律であるが、その正当性は憲法秩序の下に置かれている。刑罰を科す法律は、憲法が保障する人権を守るために用いられる一方で、刑罰権の行使自体もまた憲法によって制約される。

生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を定める憲法13条は、刑法が生命・身体・自由を保護する根拠と深く結びつく。財産権を保障する29条は、窃盗罪や器物損壊罪など財産犯の基礎にある。表現行為を処罰する場面では、思想及び良心の自由を保障する19条、表現の自由を保障する21条との緊張が生じる。さらに、刑罰を科すためには、31条が定める適正手続の要請を満たさなければならない。<sup>15)</sup>

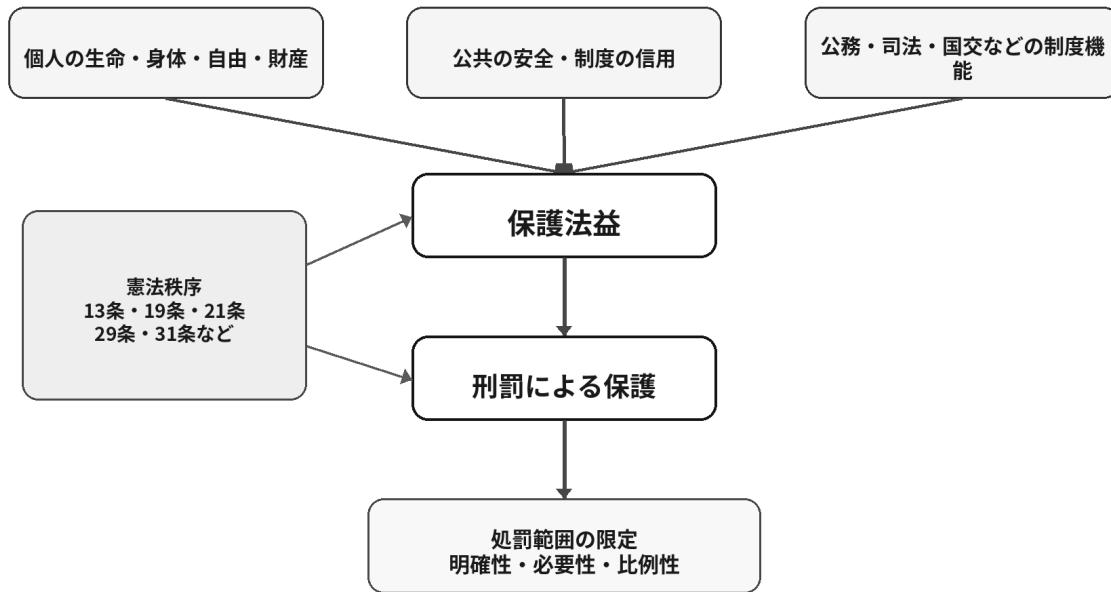
表1-2 刑法と憲法の接続

憲法上の価値	刑法上の対応領域	留意点
個人の尊重、生命・自由・幸福追求	生命・身体・自由に対する罪	刑法の中心的保護領域
思想・良心、表現の自由	名誉毀損、侮辱、わいせつ、政治的表現をめぐる処罰	処罰が自由を過度に制限しないかが問題になる
財産権	窃盗、詐欺、横領、器物損壊	所有権・占有・財産的利益の保護
適正手続	すべての刑罰法規	構成要件の明確性、比例性、手続保障が必要
統治制度・司法制度	公務、司法、国交、刑罰執行に関する罪	制度機能の保護として正当化される

表1-2 刑法は憲法上の価値を保護する一方で、刑罰権の行使自体も憲法上の自由と手続保障によって制約される。

ここで重要なのは、刑法と憲法の関係が一方向ではないことである。刑法は憲法上の価値を保護するが、同時に、刑法は憲法上の自由を侵害し得る。したがって刑罰法規を検討するときは、保護される利益だけでなく、その処罰によって制限される自由も同時に見なければならない。

図1-1 通常刑法の法益保護構造



刑法は法益保護のために用いられるが、同時に憲法によって正当化され、限界づけられる。

図1-1 通常刑法は、個人・社会・制度の法益を保護するために刑罰を用いるが、その正当化と限界はいずれも憲法秩序によって規律される。

### 3 国家的法益は何を守るのか

本稿の関心にとって特に重要なのは、国家的法益である。国家的法益という言葉は、とすれば国家の威信や名誉そのものを守るもののように聞こえる。しかし、現行刑法における国家的法益の多くは、国家の感情や尊厳ではなく、統治制度の機能を保護するものとして説明される。

内乱罪や外患罪は、憲法秩序や国家の存立を根底から破壊する行為に向けられている。公務執行妨害罪は、公務員個人の感情ではなく、公務の円滑な遂行を保護する。偽証罪や証拠隠滅罪は、裁判や刑事司法の適正な機能を守る。収賄罪は、公務の公正とそれに対する国民の信頼を保護する。

外国国章損壊罪も、この文脈で理解する必要がある。刑法92条は、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊、除去、汚損する行為を処罰している。しかし同条は、外国政府の請求がなければ公訴を提起できないという構造を持つ。これは、この犯罪が単なる「旗への敬意」を保護するものではなく、外国との国交や外交関係という対外的な制度的利益と結びついていることを示している。<sup>12)</sup>

つまり、国家的法益といっても、それは通常、国家が国民から侮辱されないための感情的利益ではない。国家の存立、公務、司法、国交といった、国民の権利保障や社会秩序の前提となる制度機能が中心にある。

図1-2 国家的法益の通常形

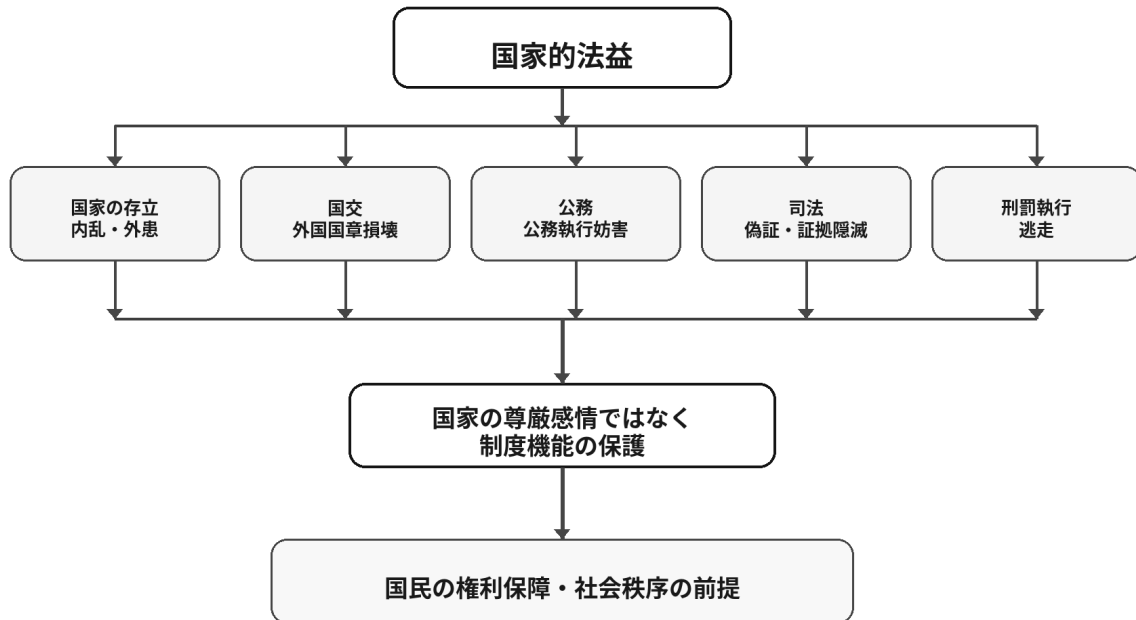


図1-2 既存刑法における国家的法益は、通常、国家の尊厳そのものではなく、統治制度の機能を中心に構成されている。

## 4 法益には主体がある

法益を考えるときには、「何が守られるのか」だけでなく、「誰の利益として守られるのか」も問わなければならない。生命であれば、生きている個人が主体である。財産であれば、所有者や占有者が主体である。公共安全であれば、不特定多数の人々の安全が問題になる。司法の適正であれば、裁判制度そのものが直接の対象でありながら、最終的には裁判を受ける個人や社会全体の信頼に接続する。

この意味で、社会的法益や国家的法益は、個人的法益よりも抽象度が高い。だからこそ、その内容を曖昧にしたまま刑罰化すると、処罰範囲が広がりやすい。特に、法益主体が「社会」や「国家」として語られる場合、その実体は何であるのか、誰の利益として保護されるのかを丁寧に確認しなければならない。

ここで国家的法益を「国家の尊厳」や「国家の名誉」として構成すると、問題は一段深くなる。国家が制度機能としてではなく、傷つく主体、侮辱される主体として刑法上に立ち上がるからである。この場合、刑法は国民の権利や制度機能を守る装置ではなく、国家そのものを国民の表現から守る装置へ近づく。

## 5 国旗損壊罪を検討するための基準

以上の整理から、国旗損壊罪を検討する際には、少なくとも次の問いが必要になる。

第一に、その法案は誰の法益を保護するのか。他人の国旗を壊すのであれば、所有者の財産権が問題になり、既存の器物損壊罪で処理できる。公共安全や業務の平穏が害されるのであれば、公共危険罪や業務妨害罪など既存の法体系で対応し得る。

第二に、それにもかかわらず新たな犯罪類型を設けるとすれば、追加で保護される法益は何か。そこで「日本国への侮辱」が中核になるなら、保護されるのは財産でも公共安全でもなく、国家象徴の尊厳、あるいは国旗を通じて表象される国家そのものということになる。

第三に、そのような法益は憲法秩序の中でどのように正当化されるのか。国民の思想・良心や表現の自由に触れる行為を処罰する以上、単に不快である、無礼である、国民感情を害する、というだけでは足りない。刑罰を用いる必要性、構成要件の明確性、処罰の比例性が問われる。

したがって、国旗損壊罪案の本質は、国旗を大切にすることがどうかという道徳的問いだけでは捉えられない。より根本には、刑法上の法益主体として誰が立ち上がるのか、という問題がある。通常の刑法が国民の権利や制度機能を守る方向で組み立てられているとすれば、国旗損壊罪案は、「国家が傷つく主体」として登場する構造を持つのではないか。この問いが、本稿全体の出発点である。

## 章末注

- [1] 日本国憲法については、e-Gov法令検索「日本国憲法」を参照。憲法13条、19条、21条、29条、31条などが本章の中心的な検討対象になる。<https://laws.e-gov.go.jp/law/321CONSTITUTION>
- [2] 刑法の各犯罪類型および外国国章損壊罪については、e-Gov法令検索「刑法」を参照。刑法92条は外国国章損壊罪を定め、同条2項は外国政府の請求がなければ公訴を提起できないとする。<https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC0000000045>
- [3] 刑法各論の法益分類については、個人的法益・社会的法益・国家的法益の三区分別が一般的な整理として用いられている。たとえば、上田正和「保護法益論(Rechtsgutstheorie)の行方と展望」などを参照。<https://satoegakuen.ac.jp/ols/ols-sc/ols-lawreview/No.7/No.7-ueda.pdf>
- [4] 国家法益・社会法益のような超個人的法益については、それを個人的法益や制度機能との関係でどう正当化するかが刑法学上の重要問題になる。原田保『刑法における超個人的法益の保護』の紹介文も、この問題意識を示している。<https://www.seibundoh.co.jp/pub/products/view/427>

## 第2章 国旗損壊罪案は何を処罰するのか

第1章では、刑法が保護する法益を、個人的法益、社会的法益、国家的法益に分けて整理した。そこから見えてくるのは、国家的法益であっても、通常は国家の感情や尊厳そのものではなく、国交、公務、司法、刑罰執行といった制度機能として説明されるという点である。

この章では、その整理を国旗損壊罪案に当てはめる。問題は、国旗損壊罪案が「国旗という物」を守るだけの法案なのか、それとも国旗を通じて「日本国が侮辱される」という構造を刑法上に置くものなのかである。

### 1 法案文の確認

第219回国会に提出された参法第3号「刑法の一部を改正する法律案」は、刑法第二編第四章「国交に関する罪」の次に、「第四章の二 日本国国章損壊の罪」を新設しようとするものである。条文案は、第94条の2として、「日本国に対して侮辱を加える目的」で日本国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者を、2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処するとしている。提案理由も、同じく「日本国に対して侮辱を加える目的」で日本国の国旗その他の国章を損壊、除去、汚損する行為について、処罰規定を整備する必要があるというものである。<sup>111</sup>

この条文構造でまず注意すべきなのは、処罰の中心が単なる物理的損壊ではないことである。条文案は、国旗が破られた、汚された、外されたという外形だけではなく、それが「日本国に対して侮辱を加える目的」で行われたかどうかを問題にしている。

したがって、この罪は国旗という物の状態だけを見るのではない。行為に込められた意味を見に行く。ここが、通常の器物損壊罪との大きな違いである。

### 2 条文構造の分解

参法第3号案の構造を分解すると、次のようになる。

表2-1 参法第3号案の条文構造

要素	内容	意味
章の位置	刑法第二編第四章「国交に関する罪」の次に新章を追加	外国国章損壊罪との近接性を示す一方、既存の国交罪そのものには入らない
罪名	日本国国章損壊の罪	国旗だけでなく「その他の国章」も対象にする
目的要件	日本国に対して侮辱を加える目的	行為の政治的・象徴的意味を問う
対象物	日本国の国旗その他の国章	物理的な物であると同時に、日本国を象徴する標章
行為	損壊、除去、汚損	破壊、掲揚状態の排除、汚す行為を含む
法定刑	2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金	身体拘束刑を含む。単なる秩序罰ではない

このうち最も重要なのは、目的要件である。たとえば同じ国旗を破る行為でも、古くなった国旗を処分する場合、事故で破れた場合、政治的抗議として破る場合、映像作品の演出として汚す場合では、意味がまったく違う。

「侮辱目的」を要件にする以上、捜査、訴追、裁判では、行為者がなぜ国旗を損壊したのか、その行為が日本国を侮辱する意味を持つのか、政府批判と日本国侮辱をどこで分けるのか、といった点が問題にならざるを得ない。

これは、刑法が物理的行為だけでなく、象徴行為の意味を判定する構造である。

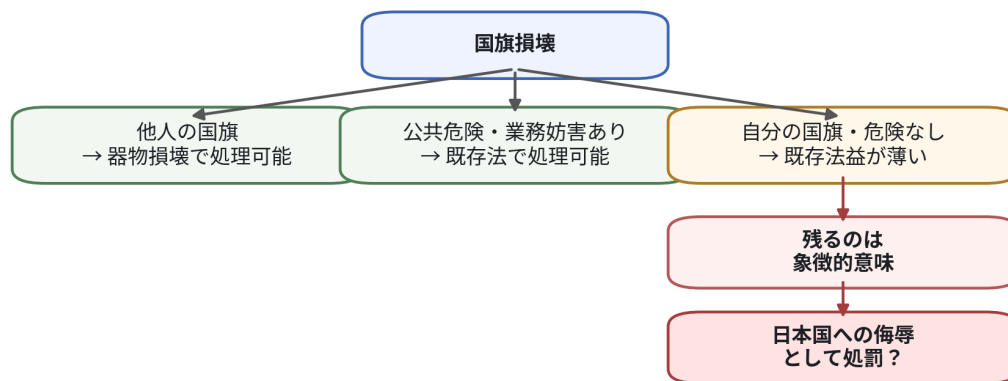
### 3 器物損壊罪で処理できる領域

他人の国旗を壊した場合、現行法上まず問題になるのは器物損壊罪である。刑法261条は、他人の物を損壊し、又は傷害した者を処罰する。対象が国旗であっても、他人所有の物であれば、財産権侵害として既存の枠組みで処理できる。<sup>[2]</sup>

公共の場で火を使えば、火災や公共危険に関する別の規制が問題になり得る。官公署の敷地に侵入したり、公的行事を妨害したりすれば、建造物侵入、公務執行妨害、業務妨害などが問題になることもある。つまり、物の損壊、公共危険、公務や業務の妨害は、相当部分が現行法の中に処理枠組みを持っている。そうすると、国旗損壊罪案が新たに意味を持つ中心領域は、別のところにある。すなわち、自分で所有する国旗を政治的抗議、風刺、演出、動画表現として損壊する場面である。

この場合、物理的には自分の物を処分しているにすぎない。公共危険も、公務妨害も、他人の財産権侵害も発生しない可能性がある。それでも処罰するのであれば、処罰根拠は物ではなく意味にある。

国旗という物が壊れたから処罰するのではなく、国旗を通じて日本国が侮辱されたから処罰する。この点に、国旗損壊罪案の独自性がある。



既存犯罪で処理しにくい中心領域では、処罰根拠が物理的損壊から象徴的意味へ移る。

図2-1 既存犯罪で処理しにくい中心領域は、自分の国旗を政治的・象徴的表現として損壊する場面であり、そこでは処罰根拠が物理的損壊から意味へ移る。

## 4 「侮辱目的」は思想・表現へ接近する

「侮辱目的」は、内心そのものを処罰する要件ではない。処罰対象はあくまで、国旗その他の国章を損壊、除去、汚損する行為である。

しかし、犯罪の成否を判断するうえで「日本国に対して侮辱を加える目的」が問題になるなら、国家は行為の意味を評価することになる。そこでは、行為者の政治的意図、思想的態度、表現意図が不可避に問題となる。

たとえば、政府の特定政策への抗議として国旗を破る行為があったとする。その行為は政府批判なのか、日本国そのものへの侮辱なのか。戦争批判、憲法批判、天皇制批判、外交政策批判、あるいは歴史認識をめぐる表現は、どこまでが政治的表現で、どこからが日本国への侮辱になるのか。

この線引きは、簡単ではない。しかも、国旗を用いる表現は、政治的抗議や風刺と結びつきやすい。したがって、国旗損壊罪案は、憲法19条の思想・良心の自由、21条の表現の自由と強く緊張する。

札幌弁護士会は2026年の声明で、日本国国章損壊罪は思想・良心の自由、表現の自由、罪刑法定主義との関係で重大な問題を持つと指摘している。同声明は、国旗や国章の損壊が政治的意見表明や権力批判の手段として行われる場合、それを刑罰で制限することは表現活動を萎縮させると述べている。<sup>[3]</sup>

ここで問題なのは、国旗を大切に思う感情の有無ではない。問題は、国家が国旗を用いた政治的・象徴的表現の意味を判定し、刑罰を科すことの危険である。

## 5 外国国章損壊罪との比較

賛成論でしばしば用いられるのが、現行刑法には外国国章損壊罪があるのに、日本国旗について同様の規定がないのは不均衡だという説明である。

刑法92条は、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊、除去、汚損した者を、2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処すると定めている。ただし、同条2項は、この罪について、外国政府の請求がなければ公訴を提起できないとしている。<sup>[2]</sup>

この起訴条件は重要である。外国国章損壊罪は、単に外国の旗を大切にするための罪ではない。外国政府という外部主体が存在し、その請求がなければ起訴できない。これは、同罪が国交、外交関係、対外的安全に接続していることを示している。

表2-2 外国国章損壊罪と日本国国章損壊罪案の比較

比較項目	外国国章損壊罪	日本国国章損壊罪案
条文上の目的	外国に対して侮辱を加える目的	日本国に対して侮辱を加える目的
対象	外国の国旗その他の国章	日本国の国旗その他の国章
章の位置	国交に関する罪	国交に関する罪の次に新設される章
起訴条件	外国政府の請求が必要	参法第3号案には同様の外部請求主体がない
中心法益	国交、外交関係、対外的秩序	日本国への侮辱、国家象徴の尊厳、国民感情に寄りやすい

日本弁護士連合会は2012年の会長声明で、外国国章損壊罪は、外国を侮辱する行為が国際紛争や外交問題に発展し、日本の対外的安全や国際関係上の地位を危うくする可能性があるために規定されていると整理した。そのうえで、国旗損壊罪には少なくとも外国国章損壊罪と同様の保護法益は存在しないと指摘している。<sup>14)</sup>

この比較から分かるのは、外国国章損壊罪をそのまま日本国旗へ横滑りさせることはできないということである。外国国章損壊罪では、外国政府という外部主体と国交という外部法益がある。日本国旗の場合、その外部主体が消える。残るのは、日本国が侮辱されたという構成である。

ここで、国家は制度機能としてではなく、侮辱される主体として刑法上に立ち上がる。

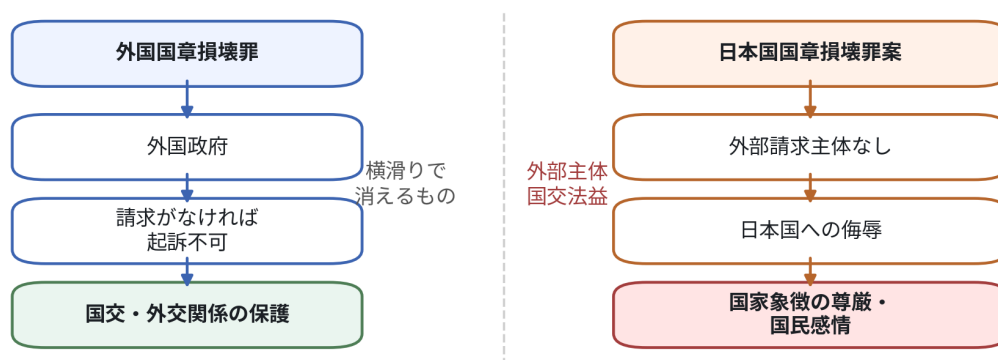


図2-2 外国国章損壊罪を日本国旗に横滑りさせると、外国政府という外部主体と国交という外部法益が消え、「日本国が侮辱される」という構成が前面に出る。

## 6 自民党PTの「社会的法益」への移行

2026年には、自民党が「国旗の損壊等に関する制度検討プロジェクトチーム」を設置し、国旗損壊行為等の処罰に関する議論を進めている。同PTは2026年4月24日に議論の整理と論点を取りまとめ、党公式サイトは、法律が守るべき利益を「社会的法益」と位置付けることが適当だとしたうえで、処罰対象の範囲を明確化・限定する方法として、意図や目的のような主観的要素ではなく、外部から認識できる行為態様等を挙げたと説明している。あわせて、表現の自由を不当に制約しないことが前提であるとも強調している。<sup>15)</sup>

これは、参法第3号案の「侮辱目的型」から、受け手の感情や外部的行為態様に着目する方向へ調整しようとするものと読める。

しかし、この調整によって問題が消えるわけではない。むしろ、別の問題が現れる。

表2-3 自民党PT整理における構成の移行

型	長所として想定される点	新たに生じる問題
侮辱目的型	「日本国への侮辱」を明示するため、処罰理由が見えやすい	行為者の思想・政治的意図・表現意図に接近しやすい
外形的行為態様型	主観的目的を避け、外部から見える行為で限定しようとする	何が「著しく不快」なのか、感情基準が曖昧になりやすい
社会的法益型	国家の威信よりは柔らかく見える	国旗を大切に思う国民感情を刑罰で保護する構造になり得る

とくに重要なのは、「社会的法益」という整理である。国旗を大切に思う国民感情が存在すること自体は否定できない。しかし、その感情を刑罰で保護する場合、国家は、国旗への敬意を抱く感情を特別に保護し、それと衝突する政治的・象徴的表現を制限することになる。

自民党PTは、絵画や映画作品等の日章旗を対象にするか、自宅で損壊した国旗を屋外で示す行為を対象とするかなどを今後の論点に挙げている。これは、制度設計上、創作、私的行為、表示、公開、表現の境界が問題になっていることを示している。<sup>[5]</sup>

さらに、2026年5月の報道では、自民党PTが骨子案を了承し、アニメやAIで制作した国旗は対象外にする方向だと報じられている。除外対象を細かく設定する必要があること自体、通常の器物損壊とは異なり、表現物や創作物との境界が問題になっていることを示している。<sup>[6]</sup>

## 7 「その他の国章」と明確性

参法第3号案は、「日本国の国旗その他の国章」と書いている。国旗については、国旗及び国歌に関する法律が、国旗を日章旗と定めている。<sup>[7]</sup>

しかし、日本国の「国章」一般について、国旗と同じような明確な定義規定があるわけではない。このため、「その他の国章」が何を含むのかは、刑罰法規として慎重に検討されなければならない。

菊花紋章は含まれるのか。政府機関が用いる標章は含まれるのか。自衛隊旗や公的シンボルは含まれるのか。漫画、映画、生成AI画像、玩具、商品デザインに描かれた日の丸風の図柄はどうなるのか。国章と、国を連想させる図柄の境界はどこにあるのか。

刑罰法規では、国民が何をすれば犯罪になるのかを予測できる必要がある。対象物が曖昧であれば、罪刑法定主義や明確性の観点から問題が生じる。

江藤隆之「日本国章損壊等罪の立法に関する基礎的考察」は、外国国章損壊罪と日本国章損壊等罪をパラレルに考えることはできず、独自の保護法益を考へる必要があると指摘している。また、国家の威信を保護法益にする考え方は、理論上絶対に不可能とはいえないとしても、現在広く賛同を得られるものではないと整理し、国旗や国家への敬愛感情を保護法益とする場合も、感情的・曖昧な法益を刑法に持ち込む問題を抱えると論じている。<sup>[8]</sup>

この指摘は、「その他の国章」の問題ともつながる。対象物が曖昧なまま、さらに「日本国への侮辱」や「国民感情」を処罰根拠にすれば、刑罰の焦点はますます物から意味へ移る。

## 8 法定刑の重さが示すもの

参法第3号案は、2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金を置いている。これは軽い秩序罰ではない。拘禁刑を含むということは、国家が国旗損壊行為に対して身体の自由を奪う可能性を持つということである。

□

この点は、後の章で扱うA/B/C/D分類に直結する。

文化としての国旗尊重であれば、本来、教育、儀礼、社会的慣行、自発的敬意、あるいは社会的批判によって維持される領域である。そこでは、刑罰、特に拘禁刑はかなり重い。

それでも拘禁刑を置くなら、立法者は暗に、国旗損壊を単なる無礼や不作法ではなく、自由剥奪刑に値し得る国家象徴への攻撃として扱っていることになる。

ここで重要なのは、実際に初犯で実刑になるかどうかではない。多くの場合、罰金や執行猶予にとどまる可能性もある。問題は、国家侮辱的な象徴行為に対して、国家が国民の身体拘束を可能にする条文を持つことである。

拘禁刑を含むことは、保護される法益の重さについての制度的シグナルである。

## 9 この罪の本当の新規性

以上を踏まえると、国旗損壊罪案の本当の新規性は、既存犯罪では届かない実害を埋めることにあるというより、国旗を通じた日本国への侮辱的意味を刑罰の対象にする点にある。

表2-4 国旗損壊罪案の新規性

説明	評価
国旗という物を守る	他人の物なら器物損壊で足りる。自分の物なら財産権侵害はない。
公共秩序を守る	危険、騒乱、業務妨害があれば既存法で対応可能。国旗損壊固有の必要性は別途説明が必要。
国交を守る	外国国章損壊罪では成立し得るが、日本国旗では外国政府という外部主体がない。
国家機能を守る	公務、司法、行政機能の妨害とは直結しない。
国民感情を守る	一定の説明は可能だが、感情法益となり、表現の自由との衝突が強い。
国家象徴の尊厳を守る	条文構造に最も合う。ただし、国家が傷つく主体として立つ。

ここで、法益主体が反転する。

通常の刑法では、国家刑罰権は、個人の生命、身体、自由、財産、またはそれらを支える公共安全や制度機能を守るために発動される。

しかし、国旗損壊罪案では、国家刑罰権は、国民の象徴表現から国家象徴を守るために発動される。

この転換こそ、本稿が「法益主体の反転」と呼ぶものである。

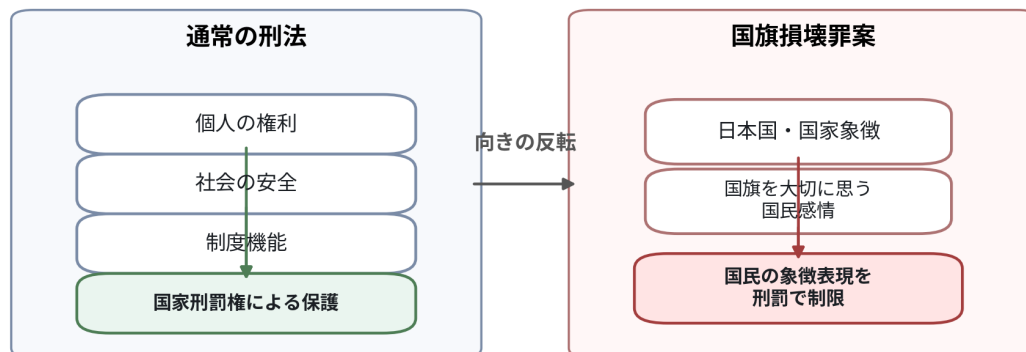


図2-3 国旗損壊罪案では、国家刑罰権が国民の権利や制度機能を守る方向から、国家象徴を国民の表現から守る方向へ反転する。

## 10 国旗が傷つくのではなく、国家が傷つく構造

国旗損壊罪案を、単に国旗を大切にするかどうかという道德問題として見ると、本質を見誤る。国旗への敬意を文化的・社会的に育てることは、十分にあり得る。問題は、その敬意を国家刑罰権、とくに拘禁刑を含む刑罰で強制することである。

参法第3号案では、「日本国に対して侮辱を加える目的」が処罰の中核にある。自民党PTの議論整理では、「国旗を大切に思う一般的な国民の感情」を害することが立法事実として語られ、法律が守るべき利益は社会的法益と位置付けられている。<sup>[5]</sup>

いずれの構成を採っても、国旗損壊罪案は、単に国旗という物を守るだけではない。国旗を通じて、日本国、国家象徴、または国旗に敬意を持つ国民感情が傷つくという構造を刑法上に置く。

本章の結論は、次のように整理できる。

国旗損壊罪案は、「国旗が傷つく」ことを処罰するというより、国旗を通じて「日本国が傷つく」構造を刑法上に置く案である。

この構造を評価するには、国旗保護を一枚岩に扱うのではなく、文化共同体型、伝統国家象徴型、外部秩序接続型、体制主体化型を分ける必要がある。この区別が、後続章で用いるA/B/C/D分類の前提となる。

## 章末注

- [1] 参議院法制局「刑法の一部を改正する法律案」第219回参第3号。条文案は第94条の2として「日本国に対して侮辱を加える目的で、日本国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者」を2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処するとする。提案理由も同じく「日本国に対して侮辱を加える目的」を中核に置く。 <https://houseikyoku.sangiin.go.jp/sanhouichiran/sanhoudata/219/219-003yh.pdf>
- [2] 刑法。e-Gov法令検索を参照。器物損壊罪は刑法261条、外国国章損壊罪は刑法92条。同92条2項は、外国政府の請求がなければ公訴を提起できないと定める。 <https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC0000000045>
- [3] 札幌弁護士会「日本国国章損壊罪の制定に反対する会長声明」2026年1月29日。 <https://satsuben.or.jp/statement/2026/01/29/1047/>
- [4] 日本弁護士連合会「刑法の一部を改正する法律案（国旗損壊罪新設法案）に関する会長声明」2012年6月1日。 [https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2012/120601\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2012/120601_2.html)
- [5] 自由民主党「国旗の損壊等に関する制度検討PT 議論の整理と論点を取りまとめ」2026年4月28日。 <https://www.jimin.jp/news/information/213121.html>
- [6] TBS CROSS DIG with Bloomberg「国旗損壊罪めぐり自民党PTが骨子案を了承 アニメ・AIで制作した国旗は対象外に 今国会での成立めざす」2026年5月22日。 <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/withbloomberg/2678298?display=1>
- [7] 国旗及び国歌に関する法律。e-Gov法令検索。第1条で国旗を日章旗とし、第2条で国歌を君が代とする。 <https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000127>
- [8] 江藤隆之「日本国章損壊等罪の立法に関する基礎的考察」桃山法学第44号、2026年、23-50頁。 [https://www.jstage.jst.go.jp/article/momoyamahougaku/44/0/44\\_23/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/momoyamahougaku/44/0/44_23/_pdf/-char/ja)

### 第3章 主体分類ツリー：国旗保護が代表する主体と作動する主体

国旗損壊罪を検討するとき、最初に分けるべきものは「国旗を大切に思うこと」と「国旗への侮辱的行為を刑罰で処罰すること」である。前者は文化、慣習、教育、国際儀礼、共同体感情の領域にある。後者は、国家が刑罰権を用いて、場合によっては国民の身体的自由を奪う制度である。

したがって、国旗保護の議論では、国旗が何を象徴しているかだけでは足りない。より重要なのは、その保護制度が誰を代表して語られ、制度上は誰のために作動するかである。

本章では、国旗・国家象徴を法益化する構造を、次の四系統に分ける。

系統	名称	中心概念
A	文化共同体型	地域、生活、祝祭、慣習、国民感情としての国旗
B	伝統国家象徴型	皇室、国柄、歴史的日本、国家儀礼としての国旗
C	外部秩序接続型	日米安保、反共、国際市場、国際保守ネットワークに接続する統治装置としての国旗
D	体制主体化型	国家・党・君主・体制そのものが傷つく主体として刑法上に立つ構造

図3-1 主体分類ツリー

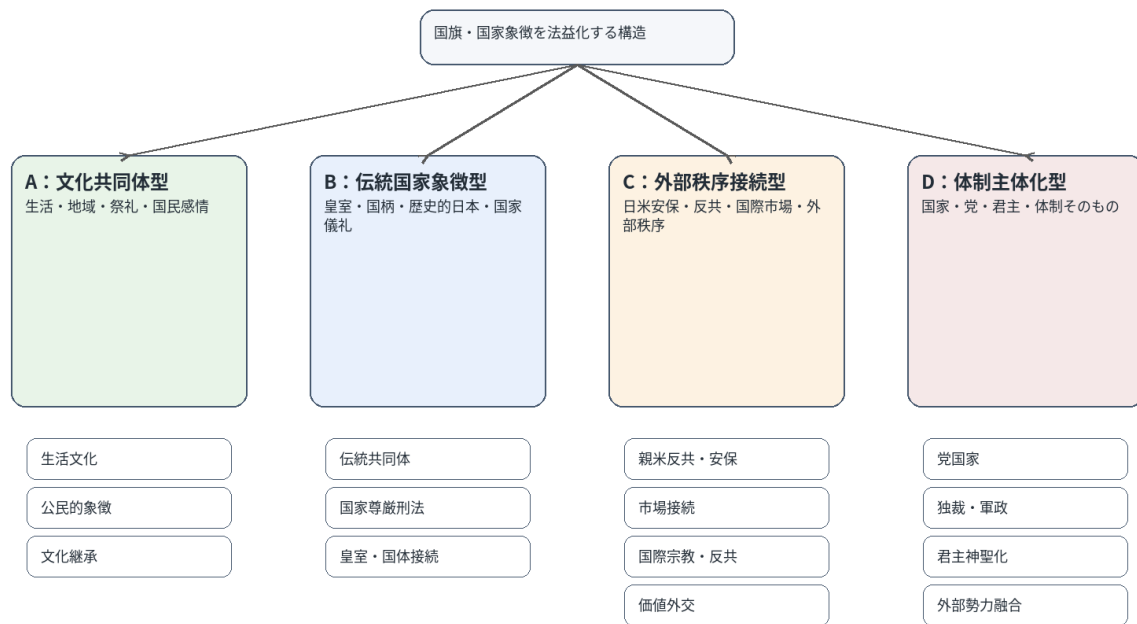


図3-1 国旗・国家象徴を法益化する構造の主体分類ツリー。A/B/C/Dを最初から独立した系統として扱う。

この分類は、政治勢力や宗教団体を単純にラベル付けするものではない。国旗保護制度が、どの主体を表向きに代表し、どの主体のために実際に作動するかを見分けるための分析枠組みである。

本章の結論を先に述べれば、国旗損壊罪案はAまたはBの語彙で説明されやすい。しかし、拘禁刑を含む刑罰、侮辱・不快・嫌悪という評価、SNSや拡散行為まで視野に入る構造が加わると、制度上はCまたはDに接続し得る。ここで問題になるのは、支持者の内心ではなく、制度がどの主体のために作動するかである。

## 1 なぜ主体分類が必要か

国旗をめぐる議論では、「国旗を尊重するかどうか」という問いが前面に出やすい。しかし、刑法の問題としては、この問いだけでは不十分である。

国旗を尊重することは、多くの人にとって自然な感情であり得る。祝日に国旗を掲げること、国際儀礼として他国の国旗を尊重すること、学校で国旗と国歌の歴史を学ぶこと、地域行事の中で国旗を掲げるとは、いずれも文化的・社会的な国旗尊重である。

しかし、国旗を損壊した者を拘禁刑で処罰することは、それとは別の次元にある。そこでは、国家が国民の表現や象徴行為を評価し、刑罰権を発動する。国旗が大切なものであるという社会的感情は、直ちに刑罰の正当化根拠にはならない。

このため、本稿は国旗保護を四つの系統に分ける。Aは文化共同体型、Bは伝統国家象徴型、Cは外部秩序接続型、Dは体制主体化型である。この分類によって、「国旗が大切かどうか」ではなく、「国旗保護制度がどの主体を代表し、どの主体のために作動するか」を見ることができる。

## 2 A系統：文化共同体型

A系統は、国旗を生活文化、地域共同体、祝祭、国民の記憶、公民的象徴として扱う領域である。

ここでの国旗は、国家が国民を罰するための標章ではない。むしろ、国民が自分たちの地域、歴史、共同体、祝意、国際儀礼を表すための標章である。家庭や公共施設での掲揚、地域行事、祝祭日、学校教育、国際儀礼などが、この領域に含まれる。

A系統は、さらに三つに分けられる。

類型	内容	刑罰化との距離
A-生活文化型	祝祭日、地域、家庭、氏子、祭礼、慣習としての国旗	遠い
A-公民的象徴型	国民共有の公的シンボル、国際儀礼、公共施設での掲揚	中程度
A-文化継承型	教育、礼節、歴史理解、地域共同体の記憶	中程度。ただし刑罰より教育が自然

A系統では、国旗を粗末に扱う行為に不快感が生じることはある。しかし、その不快感を国家刑罰権に直結させることは自然ではない。Aにおける国旗尊重は、自発性を前提にする。国旗が文化や共同体の記憶に根ざすなら、その敬意は国家から強制されるものではなく、国民の側から生じるものだからである。

地域神道、氏子、生活文化、祝祭日の国旗掲揚などは、このA系統に近い。こうした主体は、自分たちでは「日本人の共同体」「地域と伝統」「祭礼と生活文化」を守っていると理解している可能性が高い。問題は、その語彙が政治組織化と法制化を通じて、B、C、Dへ変換され得る点である。

### 3 B系統：伝統国家象徴型

B系統は、国旗を伝統的日本の国家象徴として扱う領域である。

ここでは、国旗は生活文化の標章にとどまらない。皇室、国柄、歴史的連続性、教育、靖国、家族、憲法と結びつき、国民統合の象徴として制度化される。

B系統は、さらに三つに分けられる。

類型	内容	問題点
B-伝統的日本人共同体型	皇室、国柄、歴史的連続性、伝統的国家共同体	Aより制度化が強いが、なお日本人共同体の延長で説明可能
B-国家尊厳刑法型	国家象徴への侮辱を刑法上の侵害として扱う	拘禁刑を含む刑罰と接続しやすい
B-皇室・国体接続型	国旗・国歌・皇室・靖国・教育・憲法を一体化	国旗保護が広い国家秩序保護へ拡張しやすい

1999年の国旗国歌法は、国旗・国歌を国家の象徴、国民のアイデンティティーの証と説明しつつも、国民に新たな義務を課すものではないと説明していた。これは、AからBへ移る可能性を持ちながらも、刑罰化には踏み込まない抑制線だった。<sup>1</sup>

国旗損壊罪案は、この抑制線を越える。参法第3号案は、「日本国に対して侮辱を加える目的」で、日本国の国旗その他の国章を損壊、除去、汚損した者を、2年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金に処する構造を持つ。提案理由も、日本国に対して侮辱を加える目的で国旗その他の国章を損壊等する行為について、処罰規定を整備する必要があると述べている。<sup>2</sup>

ここで、B系統は刑法の問題に入る。国旗は伝統的日本人を代表する国家象徴であるだけでなく、その侮辱が刑法上の侵害として扱われる。この段階で、国旗保護は文化的尊重ではなく、刑罰権の問題になる。

神道政治連盟や日本会議系の運動は、このB系統と強く接続する。神道政治連盟は、皇室の尊厳護持、正しい政教関係、教育の正常化、憲法改正などを掲げ、神道精神を国政に反映する団体として説明される。<sup>3</sup>このような政治神道は、生活神道とは異なり、国旗、皇室、教育、憲法、靖国を国家象徴体系として結びつける。

ただし、この段階では、少なくとも自己理解としては「伝統的日本人を守る」という説明が成り立つ。Bは、なお日本人の歴史的共同体を代表する主体として語られる。

### 4 C系統：外部秩序接続型

C系統では、国旗や国家象徴が、外部秩序に接続された戦後国家の国内統合装置として作動する。

ここでいう外部秩序とは、単に「外国」一般を意味しない。日米安保、反共、基地秩序、国際市場、財界、規制改革、国際保守ネットワーク、価値外交、安全保障言説など、日本国家の外側にある軍事・経済・思想の秩序に接続された構造を指す。

C系統は、B系統の強化版ではない。Bが伝統的日本を代表する国家象徴であるのに対し、Cでは作動主体が外部秩序へ接続する。国旗が表向きに代表していると語られる主体は、なお「日本」「国民」「伝統」「自由陣営」である。しかし、制度上その国旗保護が作動する先は、同盟管理国家、反共秩序、国際市場、戦後保守国家、刑罰権へ移る。

C系統は、さらに四つに分けられる。

類型	内容	国旗・国家象徴との関係
C-親米反共・安保管理型	日米安保、反共、基地秩序、左派抑制	異論を反国家・反安全保障として扱いやすい
C-市場接続型	国際市場、財界、投資、規制改革、経済秩序	国内不満を国民統合・愛国語彙で吸収しやすい
C-国際宗教・反共ネットワーク型	旧統一教会、勝共連合、国際保守ネットワーク	家族・反共・改憲を通じてB系統と合流しやすい
C-価値外交・安全保障言説型	自由、民主主義、安全保障、人権等を名目にした国内規律	外部秩序への適合を国内統合として求めやすい

ここで注意すべきなのは、Cが必ずしも国旗や皇室を本質的価値として見ているとは限らない点である。Cにとって、国旗や国家象徴は、国内統合、反左派統制、同盟管理、市場秩序への適合のための媒介として使われ得る。

したがって、BからCへの移行は、AからBへの移行より深い。AからBは、生活文化が国家象徴へ制度化される変化である。BからCは、伝統的日本を代表する主体が、同盟・市場・反共秩序に接続された統治主体へ変換される変化である。

ここで、地域神道や文化保守層が自覚していない可能性があるのは、まさにこの変換である。彼らはAまたはBとして、国旗、皇室、伝統、地域、祭礼を守っているつもりかもしれない。しかし、その語彙が法制化・刑法化され、自民党国家、勝共系ネットワーク、日米安保、グローバル資本主義秩序へ接続されると、制度上はCの国内統合装置として作動し得る。

本稿は、地域神道や文化保守層が意識的にCを志向していると断定するものではない。むしろ問題は、AまたはBとして提示された共同体語彙が、政治制度化の過程でCとして作動し得る点にある。

## 5 D系統：体制主体化型

D系統は、国家または体制そのものが、刑法上の被害主体として立ち上がる段階である。

ここでは、国旗への侮辱は、国民感情への配慮でも、伝統的日本への無礼でもなく、体制そのものへの攻撃として処理される。国家、党、君主、指導者、軍政、体制が、刑法上の傷つく主体になる。

D系統は、さらに四つに分けられる。

類型	内容	典型的リスク
D-党国家型	党・国家・国旗・指導者が一体化する構造	党批判が国家侮辱になる
D-独裁・軍政型	体制批判を国家侮辱・国家安全侵害へ変換	反体制表現の治安処理
D-君主・王室神聖化型	王室・君主への不敬を刑罰化	不敬罪・王室侮辱罪化
D-外部勢力・独裁融合型	外部支援秩序と国内権威主義が結合	外部秩序と国内弾圧の融合

国旗損壊罪案が直ちにDそのものだと断定する必要はない。しかし、「日本国に対して侮辱を加える目的」という構成要件は、Dに近い方向を持つ。なぜなら、そこでは所有者、公共安全、公務、司法といった具体的法益ではなく、「日本国」が侮辱される主体として置かれているからである。

さらに、SNS投稿や拡散行為が処罰対象に入るなら、問題は物理的損壊から表現流通へ移る。国旗を損壊したという物理行為だけでなく、その意味を社会に伝達したことが問題になる。このとき、国旗損壊罪はD系統、すなわち「国家が傷つく主体である」という構造に近づく。

## 6 代表主体と作動主体

この分類の核心は、代表主体と作動主体の区別にある。

代表主体とは、国旗が表向きに代表していると語られる主体である。国民、地域、伝統、皇室、国柄、日本国などがこれにあたる。

作動主体とは、制度上、その国旗保護が実際に機能する先である。学校教育、国家儀礼、警察、司法、刑罰権、同盟管理国家、市場接続型統治国家などがこれにあたる。

Aでは、代表主体と作動主体は比較的一致する。国旗は地域、生活文化、国民一般を表し、作動する場所も儀礼、教育、地域共同体の範囲にある。

Bでは、代表主体は伝統的日本へ移る。国旗は皇室、国柄、歴史、家族、教育、靖国、憲法と結びつく。ここで国旗は国家象徴になる。ただしBの自己理解では、なおそれは「日本人の歴史的共同体」を代表している。

Cでは、代表主体と作動主体が分離する。代表主体としてはなお「日本」「国民」「伝統」が語られる。しかし作動主体は、同盟、反共、安全保障、国際市場、財界、戦後保守国家、刑罰権へ移る。ここでは、伝統的日本の語彙が、外部秩序に接続された統治国家の国内統合装置として作動し得る。

Dでは、国家または体制そのものが、傷つき得る主体として立ち上がる。国旗への侮辱は、単なる文化的無礼でも、国家象徴への攻撃でもなく、体制そのものへの攻撃として処理される。

この違いを表にすると、次のようになる。

系統	代表主体	作動主体	刑罰化との距離
A	地域、家庭、祭礼、生活文化、国民一般	生活文化、儀礼、地域共同体、公民教育	遠い。啓発・慣習・教育が中心
B	伝統的日本、皇室、国柄、歴史的な国家共同体	国民運動、教育、式典、国家象徴制度	近づく。侮辱を国家象徴への攻撃として読みやすい

C	表向きには日本、国民、伝統、自由陣営	日米安保、反共、国際市場、戦後保守国家、刑罰権	近い。異論を反国家化しやすい
D	国家、党、君主、体制そのもの	警察、司法、治安、安全保障、体制防衛	非常に近い。不敬罪・国家侮辱罪・国家安全法化しやすい

重要なのは、AからBへの移行と、BからCへの移行が、同じ種類の変化ではないという点である。

AからBへの移行は、文化的共同体の国家象徴化である。これ自体にも注意は必要だが、なお「日本人の共同体」を代表しているという説明は成り立ち得る。

しかし、BからCへの移行は、代表主体と作動主体の分離である。伝統的日本を守るという語彙を使いながら、制度上は同盟・市場・反共・治安の側で作動する。この差は、AとBの差よりも深い可能性がある。

図3-2 代表主体と作動主体

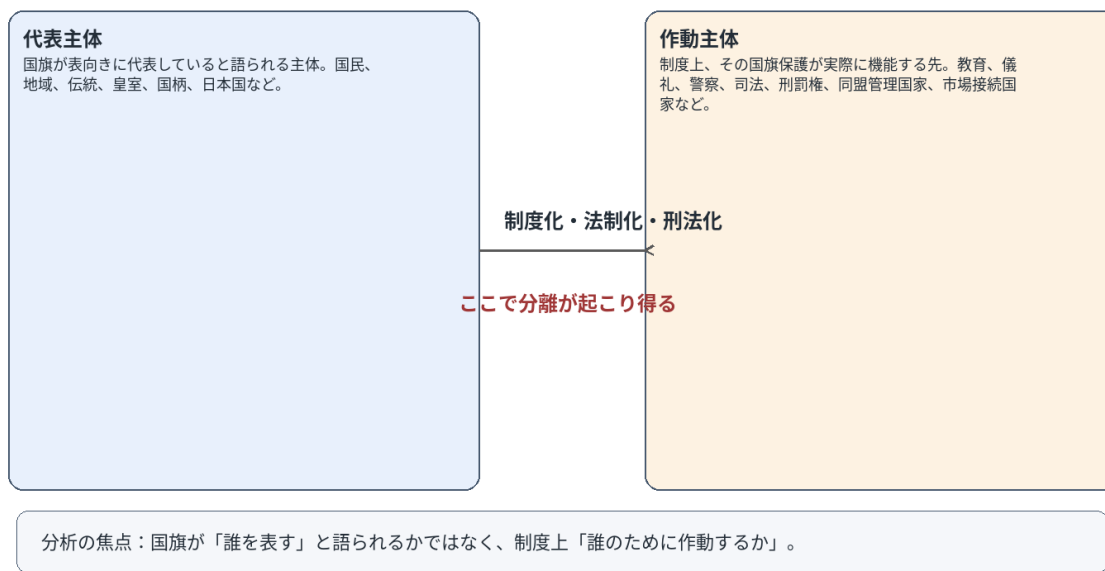
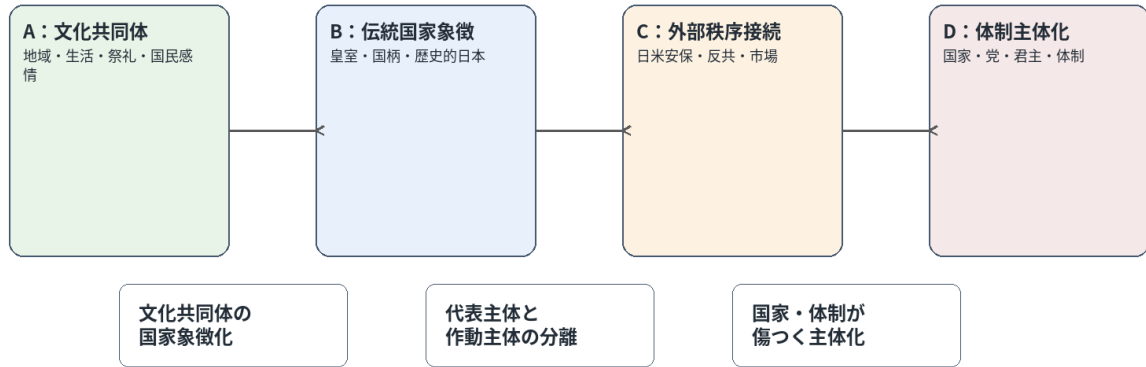


図3-2 代表主体と作動主体。国旗が表向きに代表する主体と、制度上実際に作動する主体は分離し得る。

図3-3 A→B、B→C、C→Dの差



A→BとB→Cは同じ強弱差ではない。B→Cでは、伝統的日本の語彙が外部秩序接続型の統治へ変換される。

図3-3 A→Bは文化共同体の国家象徴化、B→Cは主体のすり替え、C→Dは体制主体化である。

## 7 量刑は作動主体を読む指標である

量刑分類は重要である。しかし、量刑だけでA、B、C、Dを決めるのは弱い。刑の重さは、それ自体が分類名ではなく、制度がどの作動主体へ接続しているかを推定する指標である。

たとえば、国旗尊重がA系統にとどまるなら、中心になるのは啓発、教育、儀礼、社会的批判である。法制度化されたとしても、行政的対応や軽い罰金にとどまりやすい。

B系統では、国家象徴への侮辱という発想が出てくるため、刑罰化に近づく。しかし、なお伝統的日本の象徴保護であるなら、比例性の観点からは軽い罰金や限定的な処罰にとどめるのが自然である。

CまたはDへ接続すると、拘禁刑を含む自由刑が登場しやすくなる。なぜなら、そこでは国旗損壊が単なる無礼ではなく、統治秩序、国家への態度、体制への攻撃として処理されるからである。

刑の重さ・対象範囲	主体分類上の意味
啓発・教育・非刑罰	A系統に近い
行政的対応・軽い秩序罰	Aの公民的象徴型からBの伝統国家象徴型に近い
罰金刑中心	B系統。国家象徴保護だが自由剥奪までは行かない
拘禁刑を含む	Bを超え、CまたはDへの接続可能性が高まる
SNS・拡散・表現流通まで対象	CまたはDへの接続可能性がさらに高まる
政治的目的・侮辱目的を重視	D系統への接近が強まる

この観点から見ると、国旗損壊罪案が2年以下の拘禁刑を含むことは、重要な制度シグナルである。もし国旗が単なる文化的共同体の標章であるなら、自由剥奪刑は重すぎる。拘禁刑を含むということは、国旗損壊を国家に対する重大な攻撃として扱う方向を示している。

したがって、量刑は「どの分類か」を機械的に決めるものではない。より正確には、刑罰の重さは、国旗保護がAからBへ、さらにCまたはDへ接続しているかを見分けるための作動主体判定指標である。

図3-4 量刑・対象範囲による作動主体フィルター



刑の重さは分類名ではなく、制度がどの作動主体へ接続するかを読む指標である。

図3-4 量刑・対象範囲は、制度がどの作動主体へ接続しているかを読む指標である。

## 8 国際比較から見える補助線

この主体分類は、日本固有の議論だけではない。国旗、国家象徴、国家侮辱、元首侮辱、権威への不敬をめぐる規制は、国際的にも表現の自由との関係で問題にされてきた。

国連自由権規約委員会の一般的意見34号は、公的機関や政治的人物に関する公共的議論では、自由権規約が抑制されない表現に高い価値を置くとしたうえで、不敬罪、権威への不敬、旗や象徴への不敬、国家元首への名誉毀損、公務員の名誉保護などに関する法律に懸念を示している。<sup>4</sup>

この指摘は、本稿のD系統分析と接続する。問題は、国旗や国家象徴への不敬が処罰されること自体にとどまらない。それが、国家、元首、体制、権威を批判から保護する制度として機能し得る点にある。

米国のTexas v. Johnson事件では、連邦最高裁が、国旗焼却を象徴的表現として保護した。裁判所は、国旗を国家統合の象徴として保護したいという州の利益が、表現内容の抑圧と結びついていると見た。社会が不快に感じるという理由だけでは、政治的表現を処罰できないという判断である。<sup>5</sup>

この事例は、国旗尊重と国旗刑罰化を分けるための対照例である。国旗が重要な象徴であるほど、その象徴への異議申し立てもまた政治的表現として強い意味を持つからである。

香港では、国旗・国章・地域旗・地域徽章の公然たる侮辱だけでなく、国旗等を侮辱する画像・表現の公表も犯罪とされ得る。香港政府の説明では、国家の旗・徽章が国と主権を象徴するものとして扱われ、関連条例はそれらの使用と保護を定めるものとされている。<sup>6</sup>

この事例は、SNS・拡散・画像公表まで対象化する場合、国旗保護が物理的損壊から表現流通の規制へ移ることを示している。これはCまたはDへの接続を判定するうえで重要である。

米国法図書館の比較調査は、各国に旗の冒涇をめぐる法制の差があることを示している。たとえば日本については外国旗の損壊は処罰されるが日本国旗そのものの損壊を処罰する規定はないと整理され、ドイツについては国旗侮辱に刑罰がある一方、芸術表現等との調整が問題になることが記されている。<sup>7</sup>

これらの比較は、単に「外国にも国旗保護法がある」という論拠として使うべきではない。重要なのは、各制度がどの主体のために作動するかである。儀礼保護なのか、国家象徴保護なのか、外部秩序接続型の統治装置なのか、体制主体化なのかを分けなければならない。

図3-5 国際比較の補助線

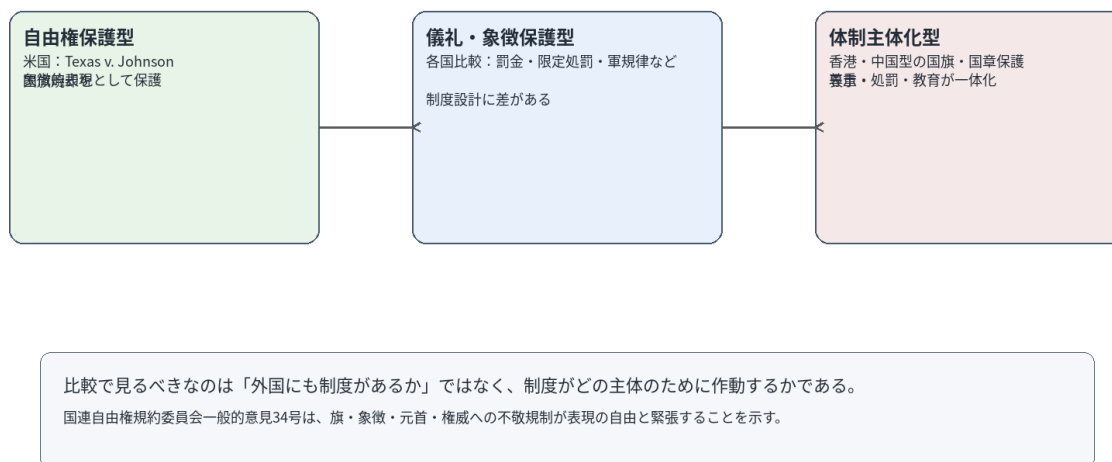


図3-5 国際比較の補助線。比較で見るべきなのは、制度がどの主体のために作動するかである。

## 9 国旗損壊罪案の位置

以上の分類に照らすと、国旗損壊罪案は、Aでも単純なBでもない。

表向きの説明では、国旗を大切に思う国民感情、国旗への尊重、外国国章損壊罪との均衡などが語られる。この限りでは、AまたはBの語彙で説明される。

しかし、条文案が「日本国に対して侮辱を加える目的」を中核にし、2年以下の拘禁刑を含み、SNSや拡散行為まで対象となり得る場合、制度上はCまたはDに接続する。

このとき、問題は「国旗を大切にすることがどうか」ではない。問題は、国旗を大切にするというAやBの語彙を用いながら、制度としてはCまたはD、すなわち外部秩序接続型の国内統合装置、あるいは国家そのものが傷つく主体として立ち上がる刑法構造を作っていないかである。

本稿の分類では、国旗損壊罪案は次のように位置づけられる。

要素	分類上の位置
国旗を大切に思う国民感情	AまたはB
皇室・国柄・伝統的日本との接続	B
拘禁刑を含む自由刑	Bを超えてCまたはDへ接近
SNS・拡散・表現流通の規制	CまたはDへ接近
「日本国への侮辱目的」	Dへ接近
反共・改憲・同盟管理・市場接続国家との政治的接続	Cへ接近

ここで最も重要なのは、AやBの主体が、自分たちの語彙がCまたはDへ変換されることを十分に理解していない可能性がある点である。地域神道や文化保守層は、国旗、皇室、伝統、祭礼を守っているつもりかもしれない。しかし、それが刑法化されたとき、制度は必ずしも彼らの意図どおりには作動しない。

国旗を守るつもりで出したものが、国民の表現を選別し、国家への態度を評価し、外部秩序に接続された統治国家の国内統合装置として働く可能性がある。ここに、国旗損壊罪案の概念上の危うさがある。

図3-6 国旗損壊罪案の作動位置



図3-6 国旗損壊罪案は、表向きの説明、法的構造、政治的作動、深層リスクが重なって構成される。

## 10 小括

本章の分類をまとめると、次のようになる。

A系統は、文化共同体としての国旗である。ここでは国旗は、地域、生活、祭礼、教育、国民感情の中にある。  
B系統は、伝統国家象徴としての国旗である。ここでは国旗は、皇室、国柄、歴史的日本、国家儀礼と接続する。  
C系統は、外部秩序接続型の国旗である。ここでは国旗は、日米安保、反共、国際市場、国際保守ネットワーク、戦後保守国家の国内統合装置として作動し得る。  
D系統は、体制主体化としての国旗である。ここでは、国家または体制そのものが傷つく主体として刑法上に立ち上がる。

この分類において、AからBへの移行は文化的共同体の国家象徴化である。BからCへの移行は、代表主体と作動主体の分離であり、主体のすり替えである。CからDへの移行は、国家または体制そのものが刑法上の被害主体になる段階である。

したがって、国旗損壊罪案を見るときには、国旗が誰を代表していると語られているかだけでなく、制度上、誰のために作動するかを見る必要がある。量刑、SNS規制、侮辱目的、政治的接続は、その作動主体を読むための重要な指標である。

国旗損壊罪案の本質的な問題は、国旗を大切にすかどうかではない。国旗を大切にするという文化的・伝統的語彙のもとで、国家が傷つく主体として立ち上がり、国民の表現を刑罰で評価する構造が作られていないかである。

## 章末注

1. 内閣府「国旗及び国歌について」。同資料は、国旗国歌法制定時の総理談話として、国旗・国歌の法制化は国民に新たな義務を課すものではないと説明している。<https://www8.cao.go.jp/chosei/kokkikokka/kokkikokka.html>
2. 参議院法制局「第219回国会 参第3号 刑法の一部を改正する法律案要綱」。同案は、「日本国に対して侮辱を加える目的」で日本国の国旗その他の国章を損壊等した者を2年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金に処する構造を持つ。<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/sanhouchiran/sanhoudata/219/219-003yh.pdf>
3. 神社本庁「関係団体」。同ページは、神道政治連盟について、神道精神を国政に反映させるべく諸活動を推進している団体として説明している。<https://www.jinjahoncho.or.jp/jinjahoncho/concerned/>
4. Human Rights Committee, General Comment No. 34, Article 19: Freedoms of opinion and expression. 同意見は、不敬罪、権威への不敬、旗や象徴への不敬、国家元首への名誉毀損などの法律に懸念を示している。<https://www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/docs/gc34.pdf>
5. Texas v. Johnson, 491 U.S. 397 (1989). 連邦最高裁は、国旗焼却が象徴的表現として保護され得ること、国旗を国家統合の象徴として保護したい利益が表現内容の抑圧と結びつく場合があることを示した。<https://supreme.justia.com/cases/federal/us/491/397/>
6. Protocol Division, Government Secretariat of the Hong Kong SAR, “National Flag, National Emblem, National Anthem, Regional Flag and Regional Emblem.” 同ページは、国家の旗・徽章を国と主権の象徴として説明し、関連条例がそれらの使用と保護を定めると説明している。<https://www.protocol.gov.hk/en/flags-emblems-anthem.html>
7. Law Library of Congress, “Flag Desecration Under the Laws of Selected Foreign Nations.” 同調査は、各国の旗冒流法制の差を整理し、日本は外国旗損壊のみを処罰し日本国旗損壊規定を持たないと整理している。<https://tile.loc.gov/storage-services/service/l1/lglrd/2019671031/2019671031.pdf>

## 第4章 国家象徴運動の主体変換

### 地域神道・統一戦線化・国際反共ネットワーク・体制主体化

第3章では、国旗保護をめぐる作動主体を、A「文化共同体型」、B「伝統国家象徴型」、C「外部秩序接続型」、D「体制主体化型」に分類した。第4章では、その分類を戦後日本の国家象徴運動の推移に当てはめる。

ここで重要なのは、国旗損壊罪案を条文だけで分類しないことである。条文上は、国旗を大切に思う感情、社会的法益、日本国への侮辱、国旗・国章の損壊といった語彙が前面に出る。しかし、その制度がどのように作動するかは、戦後の国家象徴運動がどの主体に担われ、どの政治ネットワークへ接続され、どの程度の刑罰を伴う制度へ変換されたかを見なければ分からない。

したがって本章では、国旗損壊罪案を、単独の刑法改正案としてではなく、戦後日本における国家象徴運動の推移、宗教政治ネットワーク、反共統一戦線、財界・政界接続、比較法上の体制主体化、そして刑罰強度の変化の中に置いて検討する。

本章の暫定的な結論は、次のようになる。

戦後の国家象徴運動は、地域神道、氏子、宗教者、伝統文化保護といったA/B系統から出発しながら、神道政治連盟、日本を守る会、元号法制化運動、日本を守る国民会議、日本会議を経て、勝共系、財界、政界、自民党右派を含む統一戦線へ接続されていった。この過程で、自然な国体忠誠や文化的国旗尊重は、C系統の外部秩序接続や、D系統の体制主体化へ開く制度的条件を帯びた。

ただし、これは「地域神道が勝共系に乗っ取られた」という意味ではない。また、「国旗損壊罪案を勝共系や財界が直接設計した」と断定するものでもない。より正確には、A/B系統の語彙が、上部組織化、統一戦線化、政界接続、刑法化を通じて、C/D的に作動し得る配置へ組み込まれていった、ということである。

#### 4-1 戦後憲法秩序による戦前Dの切断

戦後日本の出発点として、まず確認しなければならないのは、不敬罪・大逆罪の削除である。国立国会図書館の資料は、新憲法成立に伴う刑法改正の中で、不敬罪・大逆罪の削除をめぐる日本政府とGHQのやりとりを整理している。そこでは、天皇や皇族への法的保護は国民が受ける保護と同等であり、それ以上の特別保護を与えることは新憲法の理念に反するとされた経緯が示されている。<sup>1</sup>

この点は、本稿のD分類にとって重要である。D系統とは、国家、元首、皇室、国軍、国旗、体制そのものが「傷つく主体」として刑法上に立つ構造を指す。戦前刑法の不敬罪・大逆罪は、皇室・国体・国家秩序を特別な刑法保護の対象とする構造を含んでいた。戦後憲法秩序は、その構造を一度切断した。

したがって、戦後日本において国旗・国歌・皇室・国家象徴をめぐる法制を検討する場合、最初に問うべきなのは、単に「国旗を大切にすかどうか」ではない。問うべきなのは、戦後に一度切断された体制主体化の構造が、どのような形で再び制度上に現れ得るのか、という点である。

## 4-2 1999年・2012年・2026年の段階差

国旗損壊罪案の位置づけを考えるには、1999年、2012年、2026年を分けて見る必要がある。

1999年の国旗及び国歌に関する法律は、国旗を日章旗、国歌を君が代と定めた。内閣府掲載の小渕首相談話は、国旗・国歌が国家の象徴であり、国民のアイデンティティーの証として重要な役割を果たすとしても、今回の法制化は「国民の皆様方に新たに義務を課すものではありません」と説明していた。<sup>2</sup>

この意味で、1999年法はB-softである。すなわち、文化的・慣習的に存在していた国旗・国歌を国家象徴として成文化化したが、国民に対する新たな義務や刑罰を置いたわけではない。

これに対し、2012年の自民党案は質的に異なる。同案は、「日本国に対して侮辱を加える目的」で国旗を損壊し、除去し、または汚損した者を、2年以下の懲役または20万円以下の罰金に処するものだった。<sup>3</sup>ここで国旗は、単に定義される国家象徴ではなく、日本国への侮辱が成立する接点として扱われる。

したがって、2012年は切替ポイントである。1999年が「国家象徴の成文化」だったとすれば、2012年は「国家象徴の刑法化」である。国旗は、国民の理解や尊重を期待される象徴から、国家刑罰権によって守られる象徴へと移行し始める。

2026年の自民党PT整理は、さらに別の意味を持つ。自民党は2026年4月28日、国旗の損壊等に関する制度検討PTの議論整理として、国旗の損壊が国旗を大切に思う一般的国民感情を害すること、将来への抑止が必要であること、法律が守る利益を社会的法益と位置づけることが適当であること、そして主観的な意図や目的ではなく外部から認識できる行為態様で限定する方向を示した。<sup>4</sup>

これは、2012年型の「日本国に対する侮辱目的」をそのまま押し出すのではなく、表現の自由との衝突を意識し、法技術上は「社会的法益」「一般的国民感情」「外形的行為態様」へ組み替える動きである。ただし、刑法化そのものを維持するなら、B-hardから離れるわけではない。むしろ、D接続の危険を弱めるために表現を調整していると読める。

表4-1 1999年・2012年・2026年の段階差

年	制度・案	法的性格	処罰	分類	評価
1999年	国旗及び国歌に関する法律	国旗・国歌の定義法、象徴法	なし	B-soft	国家象徴を成文化したが、刑罰・新たな義務は置かない
2012年	自民党・国旗損壊罪新設法案	「日本国への侮辱目的」を中核とする刑法改正案	2年以下の懲役または20万円以下の罰金	B-hard/D接続	国家象徴への侮辱を刑法化し、自由刑を置く
2025年	参政党案、自民・維新連立合意	日本国国章損壊罪の再浮上・政治合意化	刑法改正案	B-hard再浮上	2012年型構想が政治配置の中で再起動する
2026年	自民党PT整理	社会的法益・外形的行為態様による限定方向	刑法化検討	B-hard調整/D接続可能性	表現の自由リスクを意識し、2012年型を法技術的に調整する

図4-1 戦後国家象徴運動の段階推移

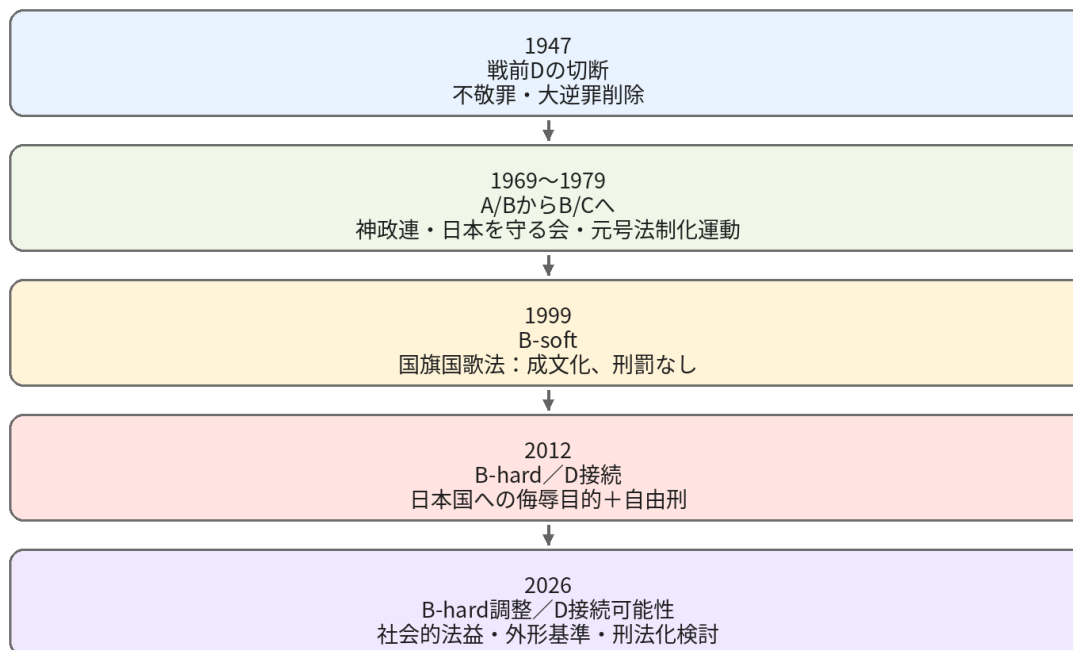


図4-1 戦後の国家象徴運動は、戦前型Dの切断から、国家象徴の成文化、刑法化、法技術的調整へと段階的に推移した。

図4-7 1999年・2012年・2026年の位置づけ

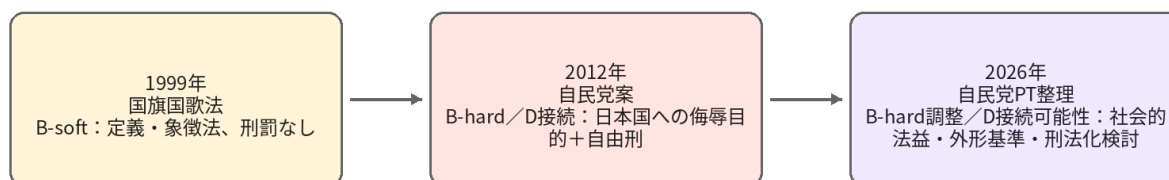


図4-7 1999年は国家象徴の成文化、2012年は国家象徴の刑法化、2026年はその法技術的調整として位置づけられる。

### 4-3 地域神道から統一戦線化へ

第3章の分類を現実の運動主体に当てはめると、まずA系統として地域神道・氏子・生活文化の層がある。この層において、国旗や皇室、祝祭日、祭礼は、日常生活や地域共同体の記憶と結びつく。ここから直ちに刑法による国家象徴保護が出てくるわけではない。

しかし、1960年代末以降、神道を国政へ接続する回路が形成される。神社本庁の関係団体説明では、神道政治連盟は「神道精神を国政の基礎に」を掲げる神社界母体の団体であり、皇室の尊厳護持、正しい政教関係、教育の正常化などを目的とする団体として説明されている。<sup>5</sup> 神道政治連盟自身も、皇室、日本の伝統文化、国柄に基づく憲法、靖国国家儀礼、家族、教育、歴史認識、領土意識を掲げている。<sup>6</sup>

ここでAからBへの移行が起きる。地域神道や生活文化が、皇室、憲法、靖国、教育、国柄と結びつく国家象徴運動へと組織化されるのである。

さらに重要なのは、1970年代後半の元号法制化運動である。1979年の国会会議録では、元号法制化を求める主な団体として、神社本庁、生長の家、軍恩連盟、国際勝共連合、生長の家学生会、反憲法学生委員会、日本青年協議会などが挙げられている。<sup>7</sup> ここでは、元号というB系統の国家象徴をめぐる運動が、神道系、新宗教系、旧軍・遺族系、学生右翼、勝共系を含む統一戦線として展開されていたことが分かる。

宗教社会学の研究も、元号法制化運動が神社本庁・神道政治連盟・生長の家・佛所護念会教団などの支援を受けつつ、青年団体、婦人団体、遺族会、商工会議所など経済団体へ働きかけ、圧力団体の統一戦線として国会に圧力をかける手法を確立したと整理している。<sup>8</sup>

この段階で生じたのは、単なる「神道運動」ではない。むしろ、A/B系統の国家象徴運動が、C系統の要素を含む広い統一戦線へ組み込まれていく過程である。

この点は慎重に書く必要がある。地域神道が勝共系に置き換わったわけではない。地域神道や宗教的草の根運動は、依然としてA/B系統の自然な文化・伝統の語彙を持っている。しかし、その上部組織化・全国

運動化・政界接統の過程で、勝共系、経済団体、旧軍・遺族系、地方議会、保守政治家を含む統一戦線の中に組み込まれていった。

表4-2 主体重心移動の大枠

段階	時期	主な主体	主なテーマ	分類上の読み
1	戦後～1960年代	地域神社、氏子、神社界	祭祀、皇室敬慕、地域文化、伝統護持	A
2	1969年～	神社本庁、神道政治連盟	神道精神を国政へ反映、皇室、政教関係、教育	A→B
3	1974年～	日本を守る会、宗教者、新宗教、文化人	皇室、元号、靖国、伝統、教育	B
4	1978～1979年	元号法制化実現国民会議、神社本庁、生長の家、国際勝共連合、遺族会、経済団体等	元号法制化	B/C
5	1981年～	日本を守る国民会議	改憲、教育、防衛、国家理念	B/C
6	1997年～	日本会議、日本会議国会議員懇談会	皇室、国旗国歌、教育、靖国、憲法、家族	B/C
7	2012年以降	自民党議員立法、参政党案、自民PT	国旗損壊罪、日本国への侮辱、国旗を大切に思う感情	B-hard/D

図4-2 地域神道から統一戦線化への主体重心移動

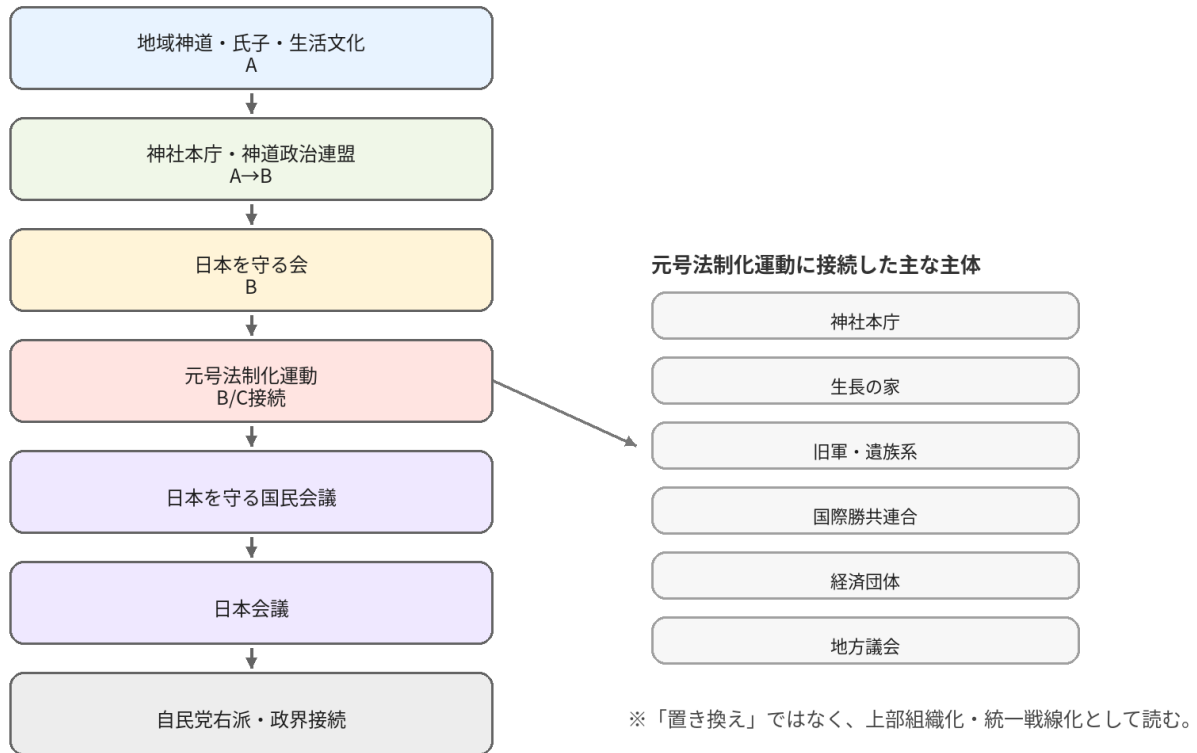
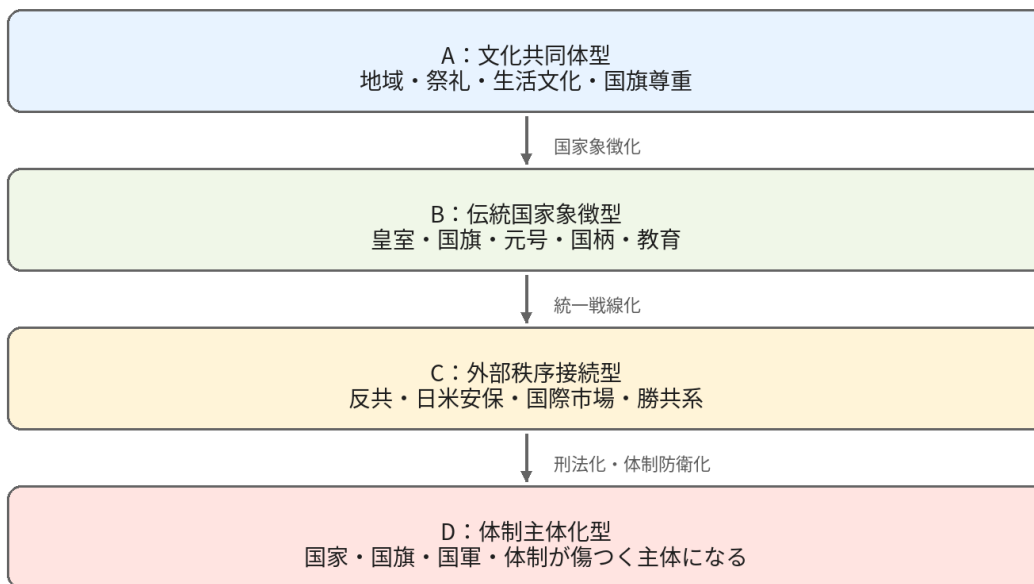


図4-2 地域神道・宗教的草の根運動は、神道政治連盟、元号法制化運動、日本会議を通じて、勝共系・経済団体・政界を含む統一戦線へ接続された。

図4-3 A/B系統からC/D系統への接続



## 4-4 日本会議による常設化と財界・政界接続

日本会議は、1997年に「日本を守る国民会議」と「日本を守る会」が統合して設立された全国的な草の根国民運動団体であると、自ら説明している。<sup>9</sup> 日本会議の公式年表は、1974年の日本を守る会、1978年の元号法制化実現国民会議、1981年の日本を守る国民会議、1997年の日本会議設立という系譜を示している。<sup>10</sup>

ここで重要なのは、日本会議が単なる地域宗教団体ではないことである。日本会議は、宗教界、学界、文化人、経済人、政界、地方組織を結びつける常設運動体として機能する。

財界・経済人の接続も見落とせない。日本会議の設立総会資料では、初代会長の塚本幸一氏がワコール創業者、京都商工会議所名誉会頭、日本商工会議所副会頭などを務めた経済人として紹介されている。<sup>11</sup> さらに日本会議の運動史は、2000年に日本商工会議所会頭の稲葉興作氏が第2代会長に就任したことを記している。<sup>12</sup>

これは、財界全体が国旗損壊罪を直接設計したという意味ではない。しかし、国家象徴運動の上部代表や社会的信用の面で、経済界の人物が重要な役割を担ったことは確認できる。

日本会議の運動は、国旗国歌法、教育基本法改正、皇室、靖国、憲法改正、家族制度などを一体の国民運動として扱う。この意味で、日本会議はB系統を強く持つ。同時に、勝共系・改憲・安全保障・財界・政界との接続を持つため、C系統への接続可能性も持つ。

## 4-5 勝共系とC系統

C系統を考える上で、国際勝共連合は重要である。

国際勝共連合は、自らを1968年に日本で創設された保守系政治団体とし、「共産主義は間違っている」と訴える思想運動を主な使命と説明している。<sup>13</sup> 公式年表には、1970年のWACL世界大会、1974年の自主憲法制定国民大会、1976年の天皇陛下御在位50年奉祝行事参加、1979年のスパイ防止法制定運動、近年の日米韓結束、安保法支持などが並ぶ。<sup>14</sup>

ここで確認できるのは、勝共系がAやBの土着的文化共同体そのものではなく、C系統、すなわち反共、国際反共ネットワーク、安全保障、改憲、日米韓連携へ接続する政治主体だということである。

これは、日本の神道系・皇室・国旗・元号運動と根が同じという意味ではない。むしろ根は違う。神道政治連盟や日本会議系のBは、皇室・国柄・伝統的日本を中心に置く。一方、勝共系のCは、反共と国際秩序接続を中心に置く。

問題は、この二つが統一戦線の中で接続されたことである。元号法制化運動の段階で勝共系が登場し、日本会議系の国家象徴運動の周辺にも、改憲、安全保障、家族制度、反共ネットワークが重なっていく。

したがって、C分類は、国旗損壊罪案の条文から直接出るものではない。国旗損壊罪案の条文は、国旗、日本国への侮辱、社会的法益、国民感情といったB/Dの語彙で構成される。C接続は、条文ではなく、運動

主体の配置、勝共系の接続、日米安保・反共・市場秩序を含む戦後保守の政治文脈から検証されるべきである。

## 4-6 自然な国体忠誠の反共ネットワーク化

C系統は、日本固有の問題ではない。冷戦期以降、各国で、宗教、民族、家族、国旗、祖国防衛といった自然な共同体忠誠が、反共国際ネットワークへ接続される事例が見られる。

典型的な手順は、次のようなものである。

まず、土着的忠誠が抽出される。国旗、元号、宗教、家族、民族独立、祖国防衛などである。次に、共産主義、左翼、親露勢力、反国家勢力、破壊分子が外部敵または内部浸透者として再定義される。そして、宗教団体、退役軍人、財界、学生、保守政治家、地方議会が統一戦線化される。さらに、WACL、APACL、ABN、勝共系、米国保守、亡命者団体などの国際反共ネットワークへ接続される。最後に、非常事態、国家安全保障、反国家組織、教育統制、国旗・国家侮辱などの法制度へ変換される。

この型を「単一のマニュアル」と断定する必要はない。むしろ、親米反共陣営に反復して現れた統治テンプレートとして見るのが安全である。

台湾では、中華民国への忠誠や自由中国の語彙が、反共国家安全保障と結びついた。台湾の国家人権博物館は、1948年の動員戡乱時期臨時條款、1949年の戒嚴令、共産スパイや台湾独立派としての処罰を整理している。<sup>15</sup>

韓国では、北朝鮮脅威、民族防衛、反共主義が、国家保安法や軍事政権期の非常措置と結びついた。韓国国家保安法は、反国家団体の称賛・鼓舞・宣伝などを処罰する規定を持つ。<sup>16</sup>

ラテンアメリカでは、カトリック的伝統、家族、私有財産への忠誠が、反共政治運動と結合した。

Tradition, Family and Property (TFP) は、伝統、家族、私有財産、反共を結合した運動として知られる。<sup>17</sup>

ウクライナ系亡命ナショナリズムのABNも、民族独立や反ソ連支配への願望を国際反共ネットワークへ接続した例として参照できる。<sup>18</sup>

これらの事例は、日本の国旗損壊罪案と同一ではない。しかし、自然な国体忠誠や宗教・文化的忠誠が、反共国際ネットワークや外部秩序接続へ組み込まれる型を示す比較補助線になる。

表4-3 C系統の比較事例

事例	土着的忠誠	外部敵	接続先	C分類上の意味
台湾・国民党体制	中華民国、自由中国、祖国防衛	中国共産党、共産スパイ	戒厳体制、APACL/WACL	国家忠誠が反共国家安全保障へ変換される
韓国・朴正熙体制	民族防衛、北朝鮮脅威	北朝鮮、共産主義	国家保安法、非常措置	反共が政治的反対派抑制へ接続する
TFP	カトリック、家族、私有財産	社会主義、共産主義	国際保守・反共運動	伝統・家族・財産が反共運動へ接続する
ABN	民族独立、反ソ連支配	ボルシェヴィズム、ソ連	亡命反共ネットワーク、WACL	民族自決が国際反共圏へ接続する
日本の元号法制化運動	元号、皇室、神道、伝統	反憲法勢力、左派、共産主義	勝共系、経済団体、政界	B系統がC要素を含む統一戦線へ接続する

図4-4 C系統：国体忠誠の反共ネットワーク化

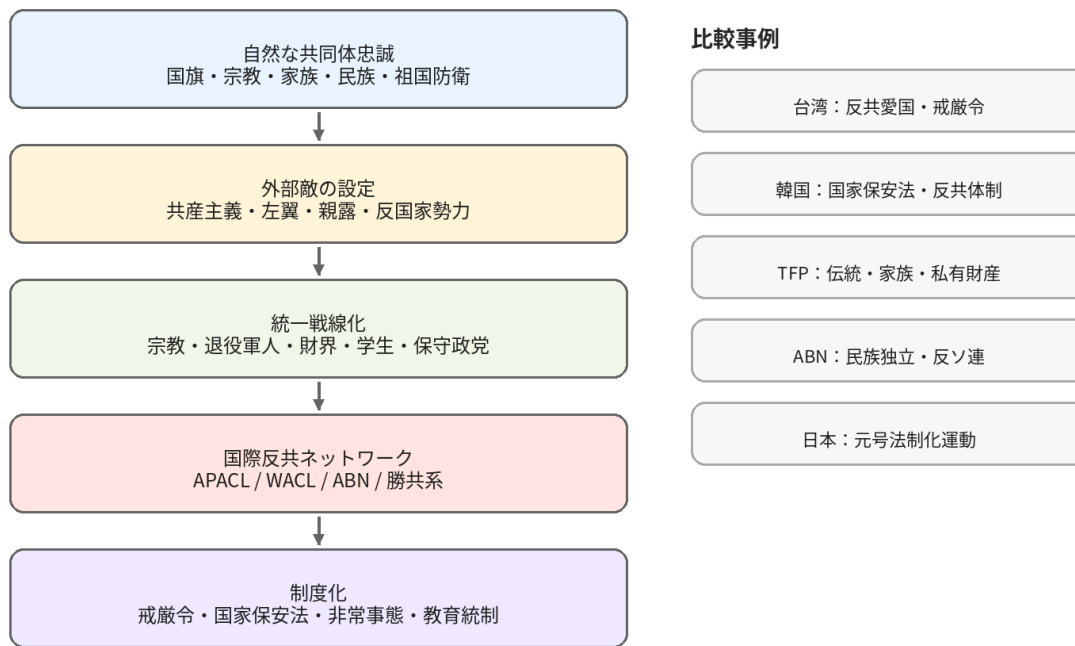


図4.4 C系統では、宗教・民族・家族・国家象徴への自然な忠誠が、反共国際ネットワークや外部秩序へ接続される。

### 4-7 D系統：体制が傷つく主体になる法技術

D系統は、C系統とは異なる。Cは、反共、同盟、安全保障、市場秩序など外部秩序への接続を中心にする。Dは、国家、元首、王室、国旗、国軍、公的権威そのものが「傷つく主体」として刑法上に立つ構造である。

このD系統は、親米反共圏に限らない。むしろ、世界各地の強権的法制に広く見られる統治技法である。

タイの王室不敬罪は、D1：王室・元首型の典型である。タイ刑法112条は、国王、王妃、王位継承者、摂政を中傷、侮辱、脅迫した者に3年から15年の自由刑を定める。<sup>19</sup>

トルコ刑法301条は、トルコ国民、トルコ共和国国家、国家機関への侮辱を犯罪化するものとして、ベネチア委員会に整理されている。<sup>20</sup> またトルコ刑法299条は、大統領侮辱罪を置く。これはD1/D2、すなわち元首・国家主体型の比較例になる。

中国刑法299条は、公共の場所で国旗・国章を焼く、壊す、汚す、踏むなどして意図的に冒瀆した場合、3年以下の有期懲役等を定める。国歌冒瀆も重大な場合には同様に処罰される。<sup>21</sup> 香港の国旗・国章条例や国歌条例も、国旗・国章・国歌への尊重、教育、処罰、抑止を一体で扱う。<sup>22</sup>

ロシアの軍信用毀損法制は、国旗ではなく国軍・国家機関が傷つく主体になる例である。HRWは、2022年にロシアが独立した戦争報道や反戦抗議を犯罪化し、軍の信用毀損や虚偽情報に対して重い刑罰を設けたと整理している。<sup>23</sup>

ラテンアメリカのdesacato法は、公務員や公的機関への侮辱・軽侮を処罰するものであり、公的権威そのものが名誉・威信を持つ主体として刑法上に立つ。米州人権委員会は、desacato法が公共政策についての自由で厳格な議論に直接影響を与えると批判している。<sup>24</sup>

日本の国旗損壊罪案は、これらと同一ではない。しかし、「日本国に対して侮辱を加える目的」や国旗・国章の損壊を刑法で処罰する構造は、D3：国家象徴型に近い。また、「日本国」が侮辱される主体として構成されるなら、D2：国家主体型にも接続する。

表4-4 D系統の比較事例

D類型	被害主体として立つもの	代表例	日本案との関係
D1：王室・元首型	国王、王妃、大統領、元首	タイ王室不敬罪、トルコ大統領侮辱罪	直接同一ではないが、元首・象徴主体の特別保護例
D2：国家・国民型	国家、国民、共和国、国家機関	トルコ刑法301条	「日本国への侮辱」と比較可能
D3：国家象徴型	国旗、国章、国歌	中国刑法299条、香港国旗・国章・国歌法制	日本国旗損壊罪案に最も近い
D4：国軍・治安機関型	軍、警察、国家親衛隊	ロシア軍信用毀損法制	反戦表現が国軍侮辱へ変換される型
D5：公的権威型	公務員、公的機関	ラテンアメリカdesacato法	公権威が批判から特別保護される型
D極限：国家存立型	王朝、皇帝、国体、国家存立	中国王朝法の大逆・反逆、現代国家安全犯罪の一部	国旗侮辱とは区別すべき極限例

図4-5 D系統：体制が傷つく主体になる法技術

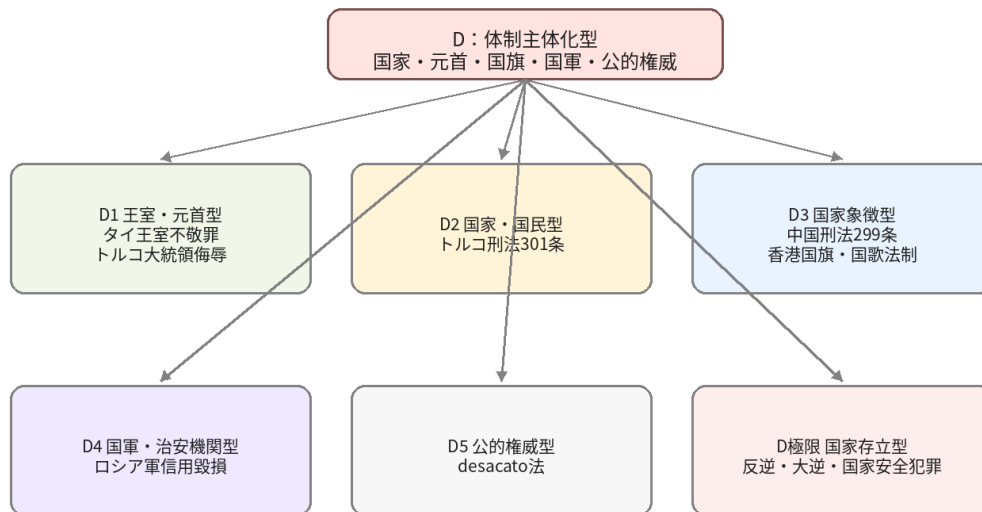


図4-5 D系統では、元首、国家、国旗、国軍、公的権威が「傷つく主体」として刑法上に立つ。

## 4-8 刑罰の重さと法益主体

刑罰の重さは、A/B/C/D分類を自動的に決めるものではない。同じ拘禁刑でも、保護法益が個人の生命・身体なのか、外交関係なのか、国家象徴なのかで意味は大きく異なる。

しかし、刑罰の重さは、国家がその法益主体をどれほど強く守ろうとしているかを読む補助指標にはなる。

日本刑法上、主刑は死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料であり、没収は付加刑である。<sup>25</sup> 行政指導は、行政手続法上、相手方の任意の協力を前提とする行政上の働きかけであり、刑罰とは区別される。<sup>26</sup> また、条例上の過料は刑罰ではなく行政上の秩序罰として理解される。

A系統、すなわち文化共同体型の国旗尊重であれば、最も自然なのは刑罰なし、啓発、任意協力、儀礼である。行政指導や条例上の軽い秩序罰はあり得るが、罰金以上、特に拘禁刑まで進むと、Aだけでは説明しにくくなる。

B系統、すなわち伝統国家象徴型では、教育、定義法、行政運用、軽い罰金までは説明できる。しかし拘禁刑が入ると、B-hardとなる。これは、国旗・国歌・皇室・国柄といった国家象徴が、国家刑罰権と結合した段階である。

C系統は、刑罰の重さだけでは判定できない。反共、同盟、安全保障、市場秩序、国際反共ネットワークとの接続があるかどうかを見なければならない。

D系統は、国家、元首、国旗、国軍、公的権威が「傷つく主体」として刑法上に立つかどうかで判定する。したがって、「日本国への侮辱」と拘禁刑が結びつくと、D接続は強くなる。

**表4-5 刑罰の重さとA/B/C/D分類**

制裁段階	法的性格	分類上の意味
刑罰なし	慣習・礼節・啓発	A
行政指導	任意協力を前提とする行政上の働きかけ	A～B-soft
条例上の過料	行政上の秩序罰	A～B-soft
法律上の罰金・科料	刑罰、財産刑	B-soft～B-hard
拘留・短期拘禁	刑罰、短期の身体自由制約	B-hard/D接続可能性
拘禁刑	刑罰、身体自由の剥奪	B-hard以上。D接続を検討
長期拘禁・無期拘禁	重い自由刑	C/D強化、または通常の重大犯罪
死刑	生命剥奪	国家存立・反逆・重大個人法益級。象徴保護だけでは通常説明困難

図4-6 刑罰の重さと法益主体

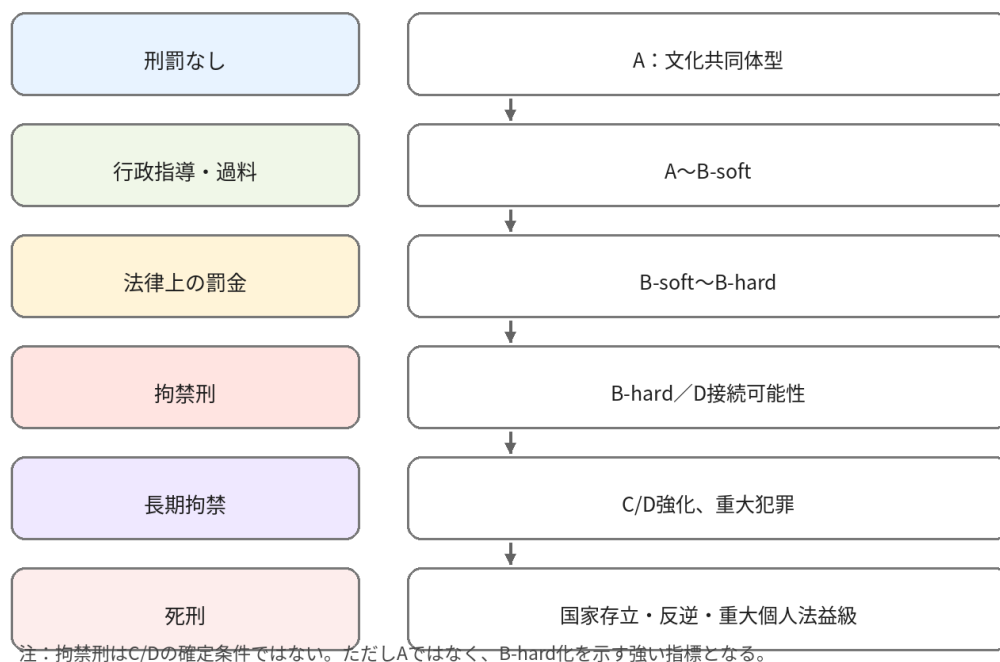


図4-6 刑罰の重さは分類を自動決定しないが、国家がどの主体をどの強度で守ろうとしているかを読む補助指標になる。

ここから、国旗損壊罪案については次のように言える。

拘禁刑はC/Dの確定条件ではない。だが、Aではない。少なくとも、国旗保護が文化的尊重から離れ、B-hard、すなわち国家象徴の刑法化へ進んでいることを示す。さらに、構成要件が「日本国への侮辱」と結びつくなら、D接続が強くなる。C接続は、条文ではなく、勝共系、日米安保、自由経済、財界、政界との運動主体配置から検討されるべきである。

## 4.9 国旗損壊罪案の位置づけ

以上を踏まえると、国旗損壊罪案は次のように位置づけられる。

1999年の国旗国歌法は、B-softである。国旗・国歌を国家象徴として成文化したが、刑罰は置かず、国民に新たな義務を課さないと説明していた。

2012年の自民党案は、B-hard/D接続である。国旗損壊を「日本国に対して侮辱を加える目的」で処罰し、自由刑を含めたからである。この段階で、国旗は単なる文化・定義・儀礼の対象ではなく、国家への侮辱が成立する接点となる。

2026年の自民党PT整理は、B-hard調整/D接続可能性である。PTは保護利益を社会的法益とし、国旗を大切に思う一般的国民感情を前面に出しつつ、主観的目的ではなく外形的行為態様で限定する方向を示している。これは、2012年型のD性を弱める法技術調整とも読めるが、刑法化を維持する限りB-hardからは離れない。

C接続については、条文だけから断定できない。国旗損壊罪案の直接法益として、反共、自由経済、日米安保、グローバル資本主義秩序が明示されているわけではない。しかし、戦後の国家象徴運動が、元号法制化運動、日本会議、勝共系、財界、政界、自民党右派を含む統一戦線へ接続してきたことを考えると、政治的作動主体としてC接続を検討する必要がある。

したがって、本稿の分類は次のようになる。

**表4-6 国旗損壊罪案の分類**

対象	分類	理由
地域神道・祝祭日・自然な国旗尊重	A	文化・生活・地域共同体の領域
1999年国旗国歌法	B-soft	国家象徴の成文化。ただし刑罰なし
教育現場での国旗国歌実施強化	B-admin	国家象徴が行政・教育制度へ接続
2012年自民党案	B-hard/D接続	日本国への侮辱目的+自由刑
2026年PT整理	B-hard調整/D接続可能性	社会的法益・外形基準化しつつ刑法化を維持
勝共系・財界・政界との統一戦線文脈	C接続可能性	条文ではなく運動主体・政治配置から検討

## 4-10 第4章の結論

第4章の結論は、三点にまとめられる。

第一に、戦後日本では、不敬罪・大逆罪の削除によって、体制・皇室・国家尊厳を特別刑法で保護する構造が一度切断された。その後、国旗・国歌・元号・皇室をめぐる運動は、当初は文化・伝統・宗教的共同体の語彙を用いて展開された。

第二に、その国家象徴運動は、地域神道や宗教的草の根運動だけにとどまらず、神道政治連盟、日本を守る会、元号法制化運動、日本を守る国民会議、日本会議を通じて、勝共系、財界、政界を含む統一戦線へ接続された。ここで、A/B系統の自然な国体忠誠は、C系統の反共・外部秩序接続へ開かれる条件を持つようになった。

第三に、国旗損壊罪案は、1999年の国旗国歌法とは異なる段階にある。1999年は国家象徴の成文化にとどまったが、2012年案は「日本国への侮辱目的」を処罰し、自由刑を置いた。ここで、国家象徴は刑法によって守られる対象となり、D系統、すなわち国家・国旗・体制が傷つく主体として立つ構造へ接続する。

したがって、国旗損壊罪案は、単に「国旗を大事にしよう」というA/B系統の文化的主張だけでは説明しきれない。むしろ、戦後国家象徴運動の上部組織化、統一戦線化、C系統への接続可能性、そしてD系統の体制主体化という複数の層を重ねて読む必要がある。

## 章末注

[1] 国立国会図書館「大逆罪・不敬罪の廃止」 <https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/05/150shoshi.html>

- [2] 内閣府「『国旗・国歌』について」小淵内閣総理大臣談話（平成11年8月9日） <https://www8.cao.go.jp/chosei/kokkikokka/kokkikokka.html>
- [3] 衆議院「刑法の一部を改正する法律案」第180回国会衆法第14号要綱・本文。要綱は [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18005014.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18005014.htm) を参照。日弁連声明も同内容を整理している。 [https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2012/120601\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2012/120601_2.html)
- [4] 自由民主党「国旗の損壊等に関する制度検討PT 議論の整理と論点を取りまとめ」2026年4月28日。 <https://www.jimin.jp/news/information/213121.html>
- [5] 神社本庁「関係団体一覧」 <https://www.jinjahoncho.or.jp/jinjahoncho/concerned/>
- [6] 神道政治連盟公式サイト <https://www.sinseiren.org/>
- [7] 国会会議録検索システム「第87回国会 衆議院 内閣委員会 第8号 昭和54年4月19日」 <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=108704889X00819790419>
- [8] 島蘭進ほか「日本会議と創価学会」『宗教研究』関連資料。 <https://www.iisr.jp/P101-P125.pdf>
- [9] 日本会議「日本会議とは」 <https://www.nipponkaigi.org/about>
- [10] 日本会議「国民運動の歩み」 <https://www.nipponkaigi.org/activity/ayumi>
- [11] 日本会議「設立総会」 <https://www.nipponkaigi.org/about/sokai>
- [12] 日本会議「国民運動の歩み」 <https://www.nipponkaigi.org/activity/ayumi>
- [13] 国際勝共連合「団体概要」 [https://www.ifvoc.org/about\\_us/](https://www.ifvoc.org/about_us/)
- [14] 国際勝共連合「55年の歩み」 <https://www.ifvoc.org/history/>
- [15] National Human Rights Museum, Taiwan, “White Terror Period.” [https://www.nhrm.gov.tw/w/nhrmEN/White\\_Terror\\_Period](https://www.nhrm.gov.tw/w/nhrmEN/White_Terror_Period)
- [16] Korea Legislation Research Institute, National Security Act. [https://elaw.klri.re.kr/eng\\_mobile/viewer.do?hseq=39798&key=9&type=part](https://elaw.klri.re.kr/eng_mobile/viewer.do?hseq=39798&key=9&type=part)
- [17] José Pedro Zúquete, studies on Tradition, Family and Property; overview: <https://www.redalyc.org/journal/358/35860343004/html/>
- [18] Encyclopedia of Ukraine, “Anti-Bolshevik Bloc of Nations.” <https://www.encyclopediaofukraine.com/display.asp?linkpath=pages%5CA%5CN%5CAnti6BolshevikBlocofNations.htm>
- [19] OHCHR, “Thailand: Freedom of expression - UN expert recommends amendment of lèse majesté laws.” <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2011/10/thailand-freedom-expression-un-expert-recommends-amendment-lese-majeste-laws>
- [20] Venice Commission, Opinion on Articles 216, 299, 301 and 314 of the Penal Code of Turkey. <https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdfFile=CDL-AD%282016%29002-e>
- [21] Supreme People's Procuratorate of China, Criminal Law of the People's Republic of China, Article 299. [https://en.spp.gov.cn/2020-12/26/c\\_948417\\_13.htm](https://en.spp.gov.cn/2020-12/26/c_948417_13.htm)
- [22] Hong Kong Government, “National Flag and National Emblem (Amendment) Bill 2021.” <https://www.info.gov.hk/gia/general/202110/08/P2021100800576.htm> ; Hong Kong e-Legislation, National Anthem Ordinance. <https://www.elegislation.gov.hk/hk/A405>
- [23] Human Rights Watch, “Russia Criminalizes Independent War Reporting, Anti-War Protests.” <https://www.hrw.org/news/2022/03/07/russia-criminalizes-independent-war-reporting-anti-war-protests>
- [24] Inter-American Commission on Human Rights, Annual Report 1994, Chapter V. <https://cidh.oas.org/annualrep/94eng/chap.5.htm>
- [25] e-Gov法令検索「刑法」 <https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC0000000045>
- [26] e-Gov法令検索「行政手続法」 <https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC0000000088>

# 第5章 法益対象の拡張可能性

## 国旗損壊罪は何への橋頭堡になり得るか

### 5-1 問題の所在

国旗損壊罪案をめぐる議論は、しばしば「国旗を大切にすべきか」「国旗を傷つける行為を許してよいか」という道徳的・感情的な問いとして語られる。しかし本稿が問題にするのは、国旗そのものの価値ではない。問題は、刑法が何を「傷ついた」とみなすのか、そしてその法益対象がどこまで拡張し得るのかである。

他人の所有する国旗を壊すのであれば、財産権侵害として器物損壊の問題になる。公共の場所で危険な方法により燃やすのであれば、公共危険や業務妨害、施設管理上の問題になり得る。国旗を大切に思う人々の感情を害するというだけであれば、啓発、教育、行政的対応、あるいは軽い秩序罰の領域に近い。

ところが、国旗損壊罪案はそこで止まらない。2012年の自民党案は、「日本国に対して侮辱を加える目的」で国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者を、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する構造だった（注1）。2026年の自民党PT整理では、「国旗を大切に思う一般的な国民の感情」を害する行為と整理し、法律が守るべき利益を「社会的法益」と位置付けつつ、主観的目的ではなく外部から認識できる行為態様で限定する方向が示された（注2）。

この変化は、表現の自由への配慮を含む法技術上の調整である。しかし、国旗損壊を単なる財産侵害ではなく、国家象徴を通じた社会的・国家的侵害として扱う点は残る。ここに、国旗損壊罪案が持つ橋頭堡としての意味がある。

本章でいう「橋頭堡」とは、ある法律がそれ自体で直ちに赤狩りや独裁法制になるという意味ではない。むしろ、後の制度拡張を可能にする法的文法、または概念上の足場を指す。国旗損壊罪案が作り得る足場は、少なくとも三つある。

第一に、国家が傷つく主体になることである。国旗損壊を、単なる物の損壊ではなく「日本国への侮辱」と見ると、刑法上の被害主体は、所有者や公共秩序ではなく、日本国そのものへ接近する。

第二に、実害ではなく、侮辱、不快、嫌悪、感情侵害が処罰理由として前面化することである。具体的な危険や被害ではなく、表現の意味と受け手の感情が処罰の中心に近づく。

第三に、行為者の政治的意味が読まれることである。国旗損壊が「反国家的表現」として読まれると、外部敵、反日、左翼、反体制、外部勢力への同調といったC系統の読み込みが可能になる。

したがって、国旗損壊罪案の問題は、国旗一枚の扱いにとどまらない。問題は、「国家が傷つく」という法的文法が刑法に挿入されることで、何が次に処罰可能になるのかである。

### 5-2 法益対象の抽象化階段

法益対象は、具体的なものから抽象的なものへ移るほど、処罰範囲を拡張しやすくなる。国旗損壊罪案を考えるには、この抽象化の階段を確認する必要がある。

## 図5-1 法益対象の抽象化階段



図5-1 法益対象が抽象化するほど、処罰対象は表現、所属、思想へ拡張しやすくなる。

表5-1 法益対象の抽象化階段

段階	法益対象	自然な処理	拡張リスク
物・財産	他人の旗、所有物	器物損壊等	限定的
国旗	国家の標章としての国旗	定義法、啓発、限定的刑罰	国章・国歌へ拡張
国家象徴	国旗、国章、国歌、国家儀礼	B-hard化	国家儀礼・教育・式典へ拡張
日本国への侮辱	日本国が侮辱される主体	D接続	国家侮辱・国家機関侮辱へ拡張
国家・体制主体	国家、元首、国軍、公的権威	D系統	体制批判の萎縮
外部敵接続	反共秩序、国家安全保障、同盟秩序	C系統	忠誠審査・赤狩り型制度

ここで重要なのは、抽象化が進むたびに、「何をしたか」よりも「何を意味したか」が重くなる点である。

物・財産の段階では、問題は具体的な所有物の損壊である。国旗の段階では、単なる物ではなく国家の標章としての扱いが入る。国家象徴の段階では、国旗は国歌、国章、式典、教育、国家儀礼と連動する。さらに「日本国への侮辱」となると、国旗を通じて日本国そのものが侮辱されるという構造になる。

この構造が最も危険になるのは、国家や体制そのものが「傷つく主体」として立ち上がるときである。国連自由権規約委員会の一般的意見34号は、レセマジエステ、不敬罪、権威への不敬、旗や象徴への不

敬、国家元首への名誉毀損などの法制に懸念を示している（注3）。これは、国家や公的権威を批判対象ではなく保護対象として特権化する法制への国際人権上の警戒として読むことができる。

本稿のA/B/C/D分類に対応させると、毀損対象は次のように変化する。

表5-2 A/B/C/Dごとの毀損対象

分類	傷つくとされる対象	拡張可能性
A：文化共同体型	地域文化、祝祭、生活慣習、自然な国旗尊重	啓発、教育、行政指導
B：伝統国家象徴型	国旗、国歌、皇室、国柄、伝統的日本	国歌・国章・式典・教育・国家儀礼
C：外部秩序接続型	反共秩序、同盟秩序、国家安全保障、自由経済秩序	忠誠審査、反国家活動規制、赤狩り型制度
D：体制主体化型	国家、体制、元首、国軍、国家機関、国旗・国章	国家侮辱、元首侮辱、国軍信用毀損、公的権威侮辱

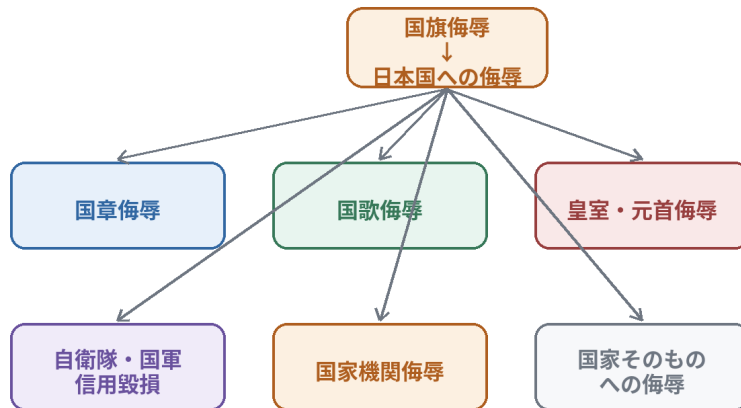
Aでは、国旗は生活文化や共同体の記憶に近い。Bでは、国旗は伝統的日本の国家象徴として扱われる。Dでは、国旗は国家や体制が傷つく接点になる。Cでは、国旗損壊が外部敵、反国家勢力、反共秩序への挑戦として再符号化される。

### 5-3 D系統への橋頭堡：国家が傷つくという文法

D系統とは、国家、元首、王室、国軍、国家機関、国旗・国章・国歌などが、批判される対象ではなく「傷つく主体」として刑法上に立つ類型である。

国旗損壊罪案がD系統への橋頭堡になり得る理由は、国旗を通じて国家そのものが侮辱されるという構造を持つからである。

## 図5-2 D系統への拡張図



同じ法的文法を、国旗以外の国家象徴・国家機関へ応用できることがD系統の危険である。

図5-2 国旗を通じて「国家が侮辱される」と構成すると、同じ法的文法は他の国家象徴・国家機関へ応用され得る。

この踏み越えを認めると、処罰対象は理論上、次のように広がり得る。

表5-3 D系統への拡張可能性

起点	拡張され得る対象
国旗	国章、国歌、国家儀礼
国旗への侮辱	日本国への侮辱
日本国への侮辱	国家機関、国会、裁判所、政府への侮辱
国家象徴への侮辱	皇室、自衛隊、警察、公務への侮辱
物理的損壊	動画、画像、SNS、風刺、抗議表現

もちろん、これらが自動的に法制化されるわけではない。しかし、国旗損壊罪によって「国家象徴を侮辱する行為は刑罰に値する」という文法が成立すると、その文法を他の国家象徴や国家機関へ応用することは容易になる。

比較例は少なくない。中国刑法299条は、公共の場所で国旗・国章を焼き、壊し、汚し、踏むなどして意図的に冒涇した場合、3年以下の有期懲役等を定めている（注4）。香港の国旗・国章条例改正では、国旗・国章への尊重、教育、推進、処罰・抑止が一体で語られている（注5）。これらは、国家象徴が刑法上の保護対象として体制主体化する例である。

D系統には、国旗・国章・国歌だけでなく、元首や国家機関を保護する型もある。たとえばトルコ刑法301条は、トルコ国民、共和国国家、議会、政府、司法機関などへの侮辱を犯罪化する規定として国際的に

問題視されてきた（注6）。タイ刑法112条は王室への侮辱等に重い自由刑を定める典型的な王室・元首型である（注7）。

このような比較から見れば、日本の国旗損壊罪案は、これらの法制と同一ではないが、D3、すなわち国家象徴型に近い接続を持つ。さらに「日本国に対して侮辱を加える目的」という構造を取る場合、D2、すなわち国家そのものが侮辱される主体として立つ型にも接近する。

## 5-4 C系統への橋頭堡：外部敵接続と赤狩り型制度

D系統が「国家が傷つく」構造だとすれば、C系統は「国家を傷つけた者は外部敵の代理人ではないか」と読む構造である。

国旗損壊罪そのものは、条文上ただちにC系統ではない。国旗損壊罪案の直接法益として、自由経済、反共、日米安保、グローバル資本主義秩序が明示されているわけではない。ここは明確に区別する必要がある。

しかし、政治配置によっては、国旗損壊は次のように再符号化され得る。

図5-3 C系統への拡張図

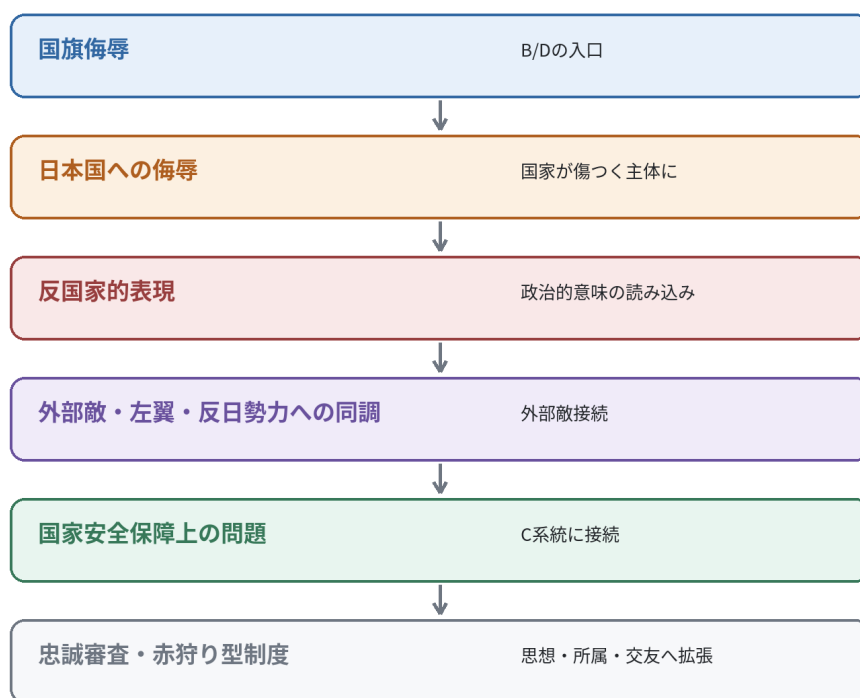


図5-3 C系統では、国家を傷つけた者が外部敵の代理人として再符号化され、思想・所属・交友関係まで問題化され得る。

この構造を理解するうえで、赤狩りは重要な比較補助線になる。赤狩りは、単なる思想弾圧としてではなく、国家安全保障、政府転覆防止、公務員の忠誠、外部敵の浸透防止を表向きの法益として掲げた複合的な統治だった。

アメリカのSmith Actは、政府を力または暴力で転覆することを提唱・教唆する行為などを処罰対象とする法律として使われた（注8）。1951年のDennis v. United Statesでは、共産党指導者らに対する有罪判決が維持された（注9）。ここでの表向き法益は、政府存立、憲法秩序、国家安全保障である。

しかし問題は、具体的な暴力行為ではなく、結社、教義、党活動が将来の政府転覆の危険として扱われた点にある。その後、1957年のYates v. United Statesは、Smith Actの適用を限定し、抽象的な政府転覆論の主張と具体的な行動を促す提唱を区別した（注10）。1969年のBrandenburg v. Ohioは、違法行為の提唱を処罰するには、差し迫った違法行為を引き起こす意図と可能性が必要であるという基準を示した（注11）。

この判例の流れは、C系統の危険を示している。国家安全保障や政府転覆防止という重大法益は、具体的危険に限って用いられるなら正当化され得る。しかし、それが抽象的思想、所属、結社、表現へ広がると、外部敵接続型の統治へ変わる。

公務員の忠誠審査も同じ構造を持つ。1947年のトルーマン大統領令9835号は、連邦政府職員への忠誠調査を制度化した（注12）。ここで守られるとされたのは、公務の忠誠、行政機能、国家安全保障である。しかし実際には、思想、所属、交友関係が国家安全保障上の疑いとして扱われ得た。

1950年のInternal Security Actは、共産主義組織などの登録を求め、「非米的・破壊的活動」から米国を守ることを目的として掲げた（注13）。1954年のCommunist Control Actは、共産党を違法化し、共産組織メンバーが一定の代表的地位に就くことを禁止する法律として説明された（注14）。ここでは、個人の具体的な行為だけでなく、組織属性や所属が国家安全保障上の問題となる。

日本でも、占領期のレッド・ページは、冷戦激化の中で反共的性格を強めたGHQによって進められた。国立国会図書館は、1950年6月6日にマッカーサーが吉田茂首相に日本共産党幹部の公職追放を命じたと整理している（注15）。これは日本刑法上の処罰というより、占領政策、公職追放、雇用排除、治安管理等重なったC系統の事例として見るべきである。

赤狩り型制度の特徴は、具体的犯罪行為から、思想、所属、交友、労組活動、文化活動、雇用関係へ対象が広がる点にある。

表5-4 赤狩り型制度の法益構造

赤狩り型制度	表向き法益	拡張された対象
Smith Act	政府転覆防止、国家安全保障	共産党指導者、党活動、文献、結社
Executive Order 9835	公務員の忠誠、行政安全	公務員の思想、所属、交友関係
Internal Security Act	破壊活動防止、外部敵浸透防止	共産組織、周辺団体、登録対象
Communist Control Act	共産党の敵性組織化	党员、関連組織、代表資格
日本レッド・ページ	占領秩序、反共、公共秩序	共産党员、労組、メディア、民間労働者

この比較から導かれるのは、C系統の危険である。外部敵が設定されると、国内の政治的反対者は外部敵の代理人として再符号化され得る。国旗損壊罪案が直ちに赤狩り法制になるわけではない。しかし、国

旗損壊を「反国家的表現」と読み、その先に外部敵・反日勢力・左翼・共産主義への同調を読み込む政治配置が生まれた場合、C系統への接続が可能になる。

## 5-5 感情法益から拘禁刑へ

国旗損壊罪案の2026年型は、2012年型の「日本国への侮辱目的」を前面に出す構造から、社会的法益、外形的行為態様、国旗を大切に思う一般的国民感情へと調整されている。この調整は、表現の自由との衝突を意識したものと見られる。

しかし、感情法益を理由に拘禁刑を置く場合、なお問題は残る。

国旗を大切に思う一般的国民感情を守るだけであれば、自然な手段は啓発、教育、行政指導、条例上の過料、あるいは軽い罰金程度である。拘禁刑まで入る場合、単なる感情法益の保護を超えて、国家象徴または国家主体そのものの保護へ接続している可能性がある。

表5-5 感情法益と拘禁刑の距離

保護対象	自然な手段	拘禁刑が入る意味
文化的尊重	啓発、教育	過剰
一般的国民感情	行政指導、過料、軽い罰金	かなり重い
国家象徴	罰金、限定刑罰	B-hard
日本国への侮辱	拘禁刑が論点化	D接続
反国家・外部敵	治安法・忠誠審査	C接続

したがって、拘禁刑はC/Dを自動的に確定するものではないが、Aからの離脱を示す。さらに、国旗損壊を「日本国への侮辱」と見る場合、D接続は強まる。政治配置が反共・外部敵接続へ進む場合には、C接続も問題になる。

## 5-6 SNS・拡散・映像化による表現空間への拡張

現代の国旗損壊は、多くの場合、単独の物理行為としてではなく、撮影、投稿、配信、拡散を伴う政治的表現として現れる。国旗を損壊する行為そのものより、その映像を示すこと、SNSに投稿すること、拡散することが政治的メッセージになる。

このとき、処罰対象は「物理的行為」から「表現空間」へ移る。

2026年の自民党PT整理は、自宅で損壊した国旗を屋外で示す行為を対象にするか、絵画や映画作品等の日章旗を対象にするかなどを今後議論すべき論点として挙げている（注2）。報道でも、自ら損壊した国旗の画像をSNSで不特定多数の人が見られるようにする行為を対象にする方向が示されている（注16）。

ここで問題になるのは、物理的損壊ではなく、公表、表示、拡散、表現意味である。国旗損壊が政治的抗議である場合、行為と表現は分離しにくい。米国のTexas v. Johnsonでは、国旗焼却が政治的表現として扱われ、国家統一の象徴として国旗を保護する利益だけでは処罰を正当化できないとされた（注17）。

日本の憲法構造と米国の判例を単純に同一視することはできない。しかし、国旗損壊が政治的抗議として行われる場合、処罰対象が行為だけにとどまらず、表現意味へ及ぶという問題は共通している。

## 5-7 橋頭堡としての国旗損壊罪

以上をまとめると、国旗損壊罪案は、単独では直ちに赤狩り法制や独裁法制を意味しない。しかし、「日本国への侮辱」を処罰根拠に置くことで、国家が刑法上の被害主体になる文法を作る。

この文法は、D系統としては、国章、国歌、皇室、自衛隊、国家機関、国家制度への侮辱処罰へ拡張し得る。C系統としては、国旗損壊を反国家的表現と読み、さらに外部敵・反日勢力・左翼・共産主義への同調と結びつけることで、忠誠審査や赤狩り型制度へ接続し得る。

国旗損壊罪案の本当の問題は、国旗という物の保護にとどまらない。国旗を通じて国家が傷つく主体となり、その国家を傷つけた者の政治的意味が読まれることで、刑法が表現、所属、思想、交友、反対運動へ伸びる足場が生まれる可能性にある。

その意味で、国旗損壊罪案は、C/D系統への橋頭堡になり得る。

**国旗が本丸ではない。**

**本丸は、「国家が傷つく」という刑法構造である。**

表5-6 国旗損壊罪案の橋頭堡リスク

要素	橋頭堡としての意味	接続先
日本国への侮辱	国家が傷つく主体になる	D2/D3
拘禁刑	Aから離脱し、B-hard化する	D接続可能性
国民感情の刑法化	感情法益が重い刑罰で保護される	B-hard/D
SNS・拡散	物理行為から表現空間へ広がる	D/C
外部敵言説との接続	反国家的表現として再符号化される	C
反国家・忠誠審査	思想・所属・交友へ拡張する	C強化

## 章末注

注1 衆議院「刑法の一部を改正する法律案」第180回国会、2012年。 [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18005014.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18005014.htm)

注2 自由民主党「国旗の損壊等に関する制度検討PT議論の整理と論点を取りまとめ」2026年4月28日。 <https://www.jimin.jp/news/information/213121.html>

注3 UN Human Rights Committee, General Comment No. 34, CCPR/C/GC/34, para. 38. <https://www.ohchr.org/sites/default/files/english/bodies/hrc/docs/gc34.pdf>

注4 Supreme People's Procuratorate of the PRC, Criminal Law of the People's Republic of China, Article 299. [https://en.spp.gov.cn/2020-12/26/c\\_948417\\_13.htm](https://en.spp.gov.cn/2020-12/26/c_948417_13.htm)

注5 Hong Kong Government, "National Flag and National Emblem (Amendment) Bill 2021 passed," 2021. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202110/08/P2021100800576.htm>

- 注6 Venice Commission, Opinion on Articles 216, 299, 301 and 314 of the Penal Code of Turkey. <https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-AD%282016%29002-e>
- 注7 Reuters, “American academic arrested in Thailand charged with insulting monarchy,” 2025. <https://www.reuters.com/world/asia-pacific/american-academic-arrested-thailand-charged-with-insulting-monarchy-2025-04-08/>
- 注8 18 U.S.C. §2385, Advocating overthrow of Government. <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/18/2385>
- 注9 Dennis v. United States, 341 U.S. 494 (1951). <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/341/494/>
- 注10 Yates v. United States, 354 U.S. 298 (1957). <https://www.oyez.org/cases/1956/6>
- 注11 Brandenburg v. Ohio, 395 U.S. 444 (1969). <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/395/444/>
- 注12 Harry S. Truman, Executive Order 9835, 1947. <https://www.trumanlibrary.gov/library/executive-orders/9835/executive-order-9835>
- 注13 Internal Security Act of 1950. <https://loveman.sdsu.edu/docs/1950InternalSecurityAct.pdf>
- 注14 Dwight D. Eisenhower, Statement Upon Signing the Communist Control Act of 1954. <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/statement-the-president-upon-signing-the-communist-control-act-1954>
- 注15 国立国会図書館「Modern Japan in Archives: Red Purge」 <https://www.ndl.go.jp/modern/e/cha5/description12.html>
- 注16 テレビ朝日「国旗損壊罪 罰則2年以下の拘禁刑で調整 自民プロジェクトチーム」2026年5月15日。 [https://news.tv-asahi.co.jp/news\\_politics/articles/000505242.html](https://news.tv-asahi.co.jp/news_politics/articles/000505242.html)
- 注17 Texas v. Johnson, 491 U.S. 397 (1989). <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/491/397/>

# 第6章 想定反論と応答

## 6-1 本章の位置づけ

ここまで本稿は、国旗損壊罪案を単なる「国旗を守る法案」としてではなく、刑法上の法益主体がどこに置かれるのかという観点から検討してきた。第1章では刑法の保護法益と憲法接続を整理し、第2章では国旗損壊罪案の条文構造を確認した。第3章では、国旗保護をA：文化共同体型、B：伝統国家象徴型、C：外部秩序接続型、D：体制主体化型に分け、第4章では戦後の国家象徴運動と主体重心移動を見た。第5章では、国旗損壊罪がC/D系統への橋頭堡になり得るという構造的危険を検討した。

本章では、そこで想定される主な反論を整理する。目的は、結論を強く見せることではない。むしろ、本稿が何を断定し、何を推論し、何を可能性として扱っているのかを明確にすることである。

本稿の基本姿勢は、次の三点にある。

第一に、国旗を尊重する感情そのものを否定しない。国旗を大切に思う人々が存在することは当然であり、その感情は社会的・文化的に尊重され得る。

第二に、他人の国旗を壊す行為や、公共の安全を害する行為を正当化しない。他人の物を壊せば器物損壊の問題になり得るし、火災・威力・業務妨害・公務妨害を伴えば既存法で処理され得る。

第三に、本稿が問題にするのは、国旗を通じて「日本国が侮辱される」「国家が傷つく」と構成し、そのことを刑法上の拘禁刑を含む犯罪として扱う点である。

したがって、本章の反論処理は、国旗尊重の是非ではなく、刑法上の法益主体と国家刑罰権の射程をめぐるものである。

## 6-2 反論1：外国国旗を守るなら、日本国旗も守るべきではないか

図6-1 反論処理の三層構造

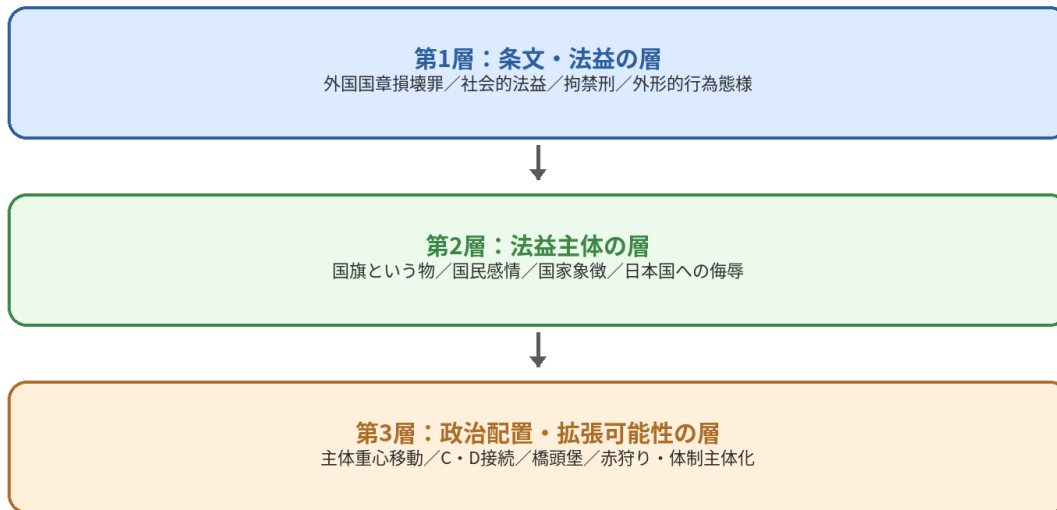


図6-1 反論処理の三層構造

表6-1 想定反論と応答の一覧

反論	応答の要点
外国国旗を守るなら日本国旗も守るべき	外国国章損壊罪は国交・外交法益であり、日本国旗では主体が異なる。
国民感情を守るだけ	感情法益だけなら啓発・行政・軽い秩序罰が自然で、拘禁刑は重い。
損壊行為を処罰するだけ	自己所有国旗の政治的損壊では、行為と表現意味が分離しにくい。
社会的法益化すれば問題は解消	露骨な国家侮辱目的は弱まるが、国家象徴の刑法保護は残る。
他国にも同様法制がある	他国例は正当化根拠だけでなく、D系統の警告材料でもある。
神道・勝共・財界接続は飛躍	直接設計ではなく、主体重心移動・統一戦線化として扱う。
CIA関与は陰謀論	今回法案への直接関与は主張しない。戦後C系統の土壌として限定する。
橋頭堡論は強すぎる	必然ではなく、法的文法の拡張可能性を指す。

もっとも一般的な賛成論は、外国国章損壊罪との均衡論である。現行刑法には外国国章損壊罪があり、外国の国旗その他の国章を損壊・除去・汚損した場合に処罰する規定が存在する。したがって、日本国旗にも同様の規定を置くべきではないか、という反論である。

しかし、この均衡論はそのままでは成り立たない。

外国国章損壊罪は、刑法上「国交に関する罪」に置かれている。同罪は、外国に対して侮辱を加える目的で外国国旗その他の国章を損壊等する行為を処罰するが、外国政府の請求がなければ公訴を提起できない。この構造から見ると、同罪の中心は、外国国旗それ自体の神聖性ではなく、外交関係・国交・対外的秩序にある。<sup>[1]</sup>

これを日本国旗に横滑りさせると、外国政府という外部主体が消える。残るのは、「日本国が侮辱される」という構成である。ここで保護されるものは、国交ではなく、日本国そのもの、あるいは国旗を大切に思う一般的国民感情になる。

つまり、外国国章損壊罪との均衡を根拠にする場合でも、法益主体は同一ではない。外国国旗の場合は国交・外交関係が中心にあるが、日本国旗の場合には国家象徴・国民感情・日本国への侮辱が中心に来る。この差を無視して「外国旗が保護されるなら日本旗も保護されるべき」とだけ言うことは、法益の性質を曖昧にする。

本稿の立場は、日本国旗を尊重してはならないというものではない。問題は、外交法益を根拠とする外国国章損壊罪を、国家象徴保護・国家侮辱処罰の根拠として使えるのか、という点である。

### 6-3 反論2：国旗を大切に思う国民感情を守るだけではないか

2026年の自民党PT整理では、国旗損壊によって害される利益を「社会的法益」と位置付け、国旗を大切に思う一般的な国民の感情を害することを問題にしている。また、処罰範囲を明確化・限定するため、意図や目的のような主観的要素ではなく、外部から認識できる行為態様を重視する方向も示されている。<sup>[2]</sup>

この整理は、2012年型の「日本国に対して侮辱を加える目的」をそのまま前面に出すよりも、表現の自由への配慮を入れたものと言える。

しかし、なお問題は残る。

第一に、「国旗を大切に思う一般的な国民の感情」は、主体が非常に広く抽象的である。特定個人の名誉感情や、特定の礼拝所・墳墓・死体に関する社会的平穏とは異なり、国民一般の感情は境界が曖昧である。

第二に、感情法益を守る手段として、拘禁刑を含む刑法が必要かが問題になる。国旗尊重を啓発する、教育上扱う、公共施設での扱いを行政的に整える、地域秩序として軽い過料を設ける、といった手段と、身体的自由を奪い得る拘禁刑を置くことは質的に違う。

第三に、感情法益の保護が国家象徴の刑法保護と結びつくと、感情を害したという話が、国家が侮辱されたという話へ移りやすい。ここでA：文化共同体型やB-soft：国家象徴の成文化を超え、B-hardやD：体制主体化型への接続が問題になる。

したがって、「国民感情を守るだけ」という説明は、刑罰の強度、とくに拘禁刑の存在を十分に説明しない。一般的国民感情を守るだけなら、自然な手段は啓発・教育・行政指導・軽い秩序罰に近い。拘禁刑まで入るなら、そこには単なる感情保護を超えた国家象徴保護の性格があると見るべきである。

### 6-4 反論3：思想や表現ではなく、損壊行為を処罰するだけではないか

表6-3 感情法益と制裁手段の対応

保護対象	自然な手段	拘禁刑を置いた場合の意味
文化的尊重	啓発・教育	過剰になりやすい。

保護対象	自然な手段	拘禁刑を置いた場合の意味
一般的国民感情	行政指導・過料・軽い罰金	感情法益だけでは説明が難しい。
国家象徴	罰金・限定的刑罰	B-hard化。
日本国への侮辱	拘禁刑が論点化	D接続。
反国家・外部敵接続	治安法・忠誠審査	C接続。

賛成側からは、国旗損壊罪は思想や意見を処罰するものではなく、国旗を損壊するという外形的行為を処罰するだけだ、という反論が考えられる。

この反論には一定の意味がある。思想そのものを処罰する法律であれば、それは憲法上さらに明白な問題を生む。したがって、処罰対象を外形的行為に限定しようとする方向は、法技術上の制約として重要である。

しかし、自分の所有する国旗を政治的抗議として損壊する場合、物理的損壊と表現意味は切り離しにくい。国旗を破る、燃やす、踏む、汚すという行為は、しばしば政治的メッセージを伝えるための象徴行為である。とくに、その様子を撮影し、投稿し、拡散する場合には、行為は表現空間の一部になる。

米国のTexas v. Johnsonでは、国旗焼却が象徴的表現として扱われた。米国最高裁は、国旗を国家統一の象徴として保護したいという利益だけでは、政治的表現としての国旗焼却を刑事処罰することを正当化できないと判断した。<sup>[3]</sup>

日本法と米国法は同一ではない。米国判例をそのまま日本に移植することはできない。しかし、この比較は、国旗損壊が単なる物理行為ではなく、政治的表現として機能し得ることを示す補助線になる。

したがって、「行為を処罰するだけ」という反論は、自分の国旗を用いた政治的・風刺的・抗議的行為については十分ではない。行為が象徴的表現として機能する場面では、行為処罰は表現規制としての性格を帯びる。

## 6-5 反論4：社会的法益として限定すれば問題は解消するのではないか

自民党PT整理のように、守るべき利益を国家の尊厳ではなく「社会的法益」とし、主観的な侮辱目的ではなく、外部から認識できる行為態様で限定するなら、問題は小さくなるのではないか。

確かに、この方向は2012年型よりも慎重である。2012年案のように「日本国に対して侮辱を加える目的」と書く場合、行為者の政治的意味や内心に近づきやすい。これに対して、外形的行為態様を重視する設計は、明確性を高めようとする試みではある。

しかし、問題は完全には解消しない。

第一に、「人に著しく不快や嫌悪の情を催させるような方法」といった外形基準も、結局は受け手の評価や社会的感情に強く依存する。国旗への過激な抗議表現は、まさに不快感や嫌悪感を引き起こすことを通じて政治的メッセージを発する場合がある。

第二に、社会的法益といっても、その実体が「一般的国民感情」であるなら、主体と侵害内容はなお抽象的である。社会的法益を掲げれば直ちに刑法化が正当化されるわけではない。

第三に、社会的法益化によって「日本国への侮辱目的」の露骨さは弱まっても、国家象徴を刑罰で保護する構造は残る。ここで問題になるのは、国旗という物ではなく、国旗を通じて国家象徴への態度を評価する刑法構造である。

したがって、社会的法益化は違憲リスクを下げる工夫にはなり得るが、本稿の問題意識、すなわち「国家象徴への不敬を刑法で扱うこと」の危険を消すものではない。

## 6-6 反論5：他国にも国旗損壊を処罰する法律はあるのではないか

他国にも国旗・国章・国歌の冒瀆を処罰する法律は存在する。したがって、日本にも同様の法律があつてよいのではないか、という反論もある。

しかし、他国に存在することは、それだけで正当化根拠にならない。むしろ、他国事例を比較すると、国旗・国章・国歌・元首・国軍などを「傷つく主体」として刑法上に立てるD系統の危険が見える。

国連自由権規約委員会の一般的意見34号は、レセマジェステ、不敬罪、権威への不敬、旗や象徴への不敬、国家元首への名誉毀損などの法律に懸念を示している。これは、国家象徴や公的権威を刑法で保護する法制が、表現の自由と緊張しやすいことを示す国際人権上の補助線である。<sup>[4]</sup>

中国・香港の国旗国章国歌法制、タイの王室不敬罪、トルコの大統領侮辱・トルコ性侮辱、ロシアの軍信用毀損法制などは、それぞれ制度も文脈も異なる。しかし共通するのは、国家象徴・元首・国軍・体制が、通常の政治的批判対象ではなく、刑法上の保護主体として立つ点である。

したがって、他国例は「日本もやるべき」という根拠であると同時に、あるいはそれ以上に、「その方向へ行くとは何が起こり得るか」を見る警告材料でもある。

## 6-7 反論6：神道・日本会議・勝共・財界を結びつけるのは飛躍ではないか

本稿は、地域神道、日本会議、勝共系、財界、自民党右派を同一視しているわけではない。また、特定団体が国旗損壊罪を直接設計したと断定しているわけでもない。

本稿の主張は、より限定的である。

地域神道・生活神道は、A：文化共同体型に属する部分を多く含む。神社・氏子・祭礼・祝祭日の国旗尊重は、自然な共同体文化として理解できる。これを直ちにCやDと見なすことはできない。

一方で、神道政治連盟や日本会議のように、神道・皇室・国旗・国歌・教育・憲法・靖国・家族制度を一体の国家象徴運動として国政へ接続する回路がある。この段階ではB：伝統国家象徴型の性格が強まる。

さらに、元号法制化運動や日本会議形成の過程では、宗教団体、旧軍・遺族系、勝共系、経済団体、政治家、地方議会決議などが統一戦線化していった。このことは、A/B系統の文化・宗教的動員基盤が、C系統を含む政治ネットワークへ接続され得ることを示す。

したがって、本稿が述べているのは「乗っ取り」ではない。より正確には、主体重心移動・上部組織化・統一戦線化・作動主体の変換である。ここを区別することが重要である。

## 6-8 反論7：CIAや米国関与を言うのは陰謀論ではないか

本稿は、CIAや米国政府が今回の国旗損壊罪案を直接設計したと主張しない。そのような直接証拠は確認していない。

本稿が扱うのは、戦後日本における親米保守・反共・左派抑制・日米安保維持の政治構造である。米国政府の外交文書には、冷戦期に日本政治の方向へ影響を与える秘密プログラムが承認され、親米保守政治家支援、左派分断、宣伝・社会活動などが行われたことが記録されている。このことは、今回法案の直接設計ではなく、戦後C系統の政治土壌を理解する資料として扱うべきである。[5]

したがって、ここで必要なのは、陰謀論的な単独犯探しではない。むしろ、複数の運動主体が異なる動機から同じ制度方向へ収束する構造を見ることである。

神道系は伝統的日本を守るつもりで動く。勝共系は反共・家族・改憲・安全保障を重視する。財界・経済人は社会的信用や政策接続を与える。自民党実務層は政権運営・支持層・制度設計を考える。これらが合流したとき、A/Bの語彙がC/Dの作動主体へ接続され得る。

本稿の分析は、この構造的収束を扱うものであり、特定の外部主体による直接設計を断定するものではない。

## 6-9 反論8：「橋頭堡」という言い方は強すぎないか

図6-2 断定水準の整理

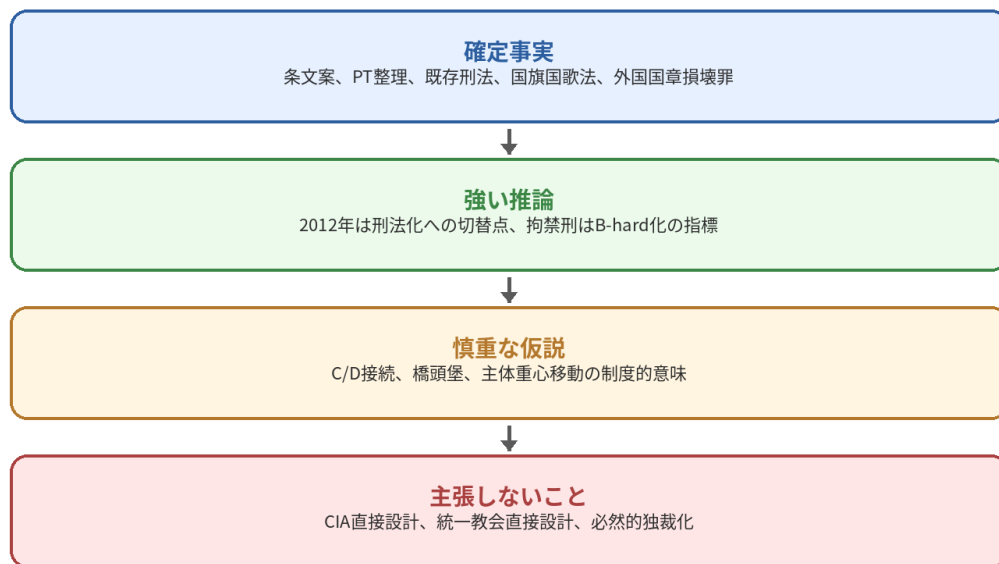


図6-2 断定水準の整理

表6-2 本稿が主張すること／しないこと

本稿が主張すること	本稿が主張しないこと
国旗損壊罪案は国家が傷つく主体となる構造を持ち得る。	国旗損壊罪が成立すれば必ず独裁化する。
2012年案は国家象徴の刑法化への切替点である。	1999年国旗国歌法そのものが刑法化だった。
C接続は条文ではなく政治配置から検討する。	条文だけでC分類と断定する。
D接続は「日本国への侮辱」構造に現れる。	すべての国旗尊重がDである。
神道・日本会議・勝共・財界には統一戦線化の構造がある。	すべての神道関係者が意図的にC/Dを志向している。
米国政府・CIAは戦後C系統の土壌形成資料として扱う。	CIAが今回法案を直接設計したと主張する。

第5章では、国旗損壊罪案をC/D系統への「橋頭堡」と表現した。この言い方に対して、国旗損壊罪が成立しても直ちに赤狩りや独裁になるわけではないのだから過剰ではないか、という反論があり得る。

この反論は重要である。本稿も、国旗損壊罪が成立すれば必ず赤狩りや独裁法制へ進むとは述べない。

しかし、「橋頭堡」とは、最終形そのものではなく、次の展開を可能にする足場を意味する。本稿が問題にするのは、国旗損壊罪が単独で完成した強権法制であるということではなく、国家象徴への侮辱を刑法で処罰する文法を導入する点である。

一度、「国旗を通じて日本国が侮辱される」という構造が刑法上承認されると、国章・国歌・国家儀礼・皇室・自衛隊・国家機関への侮辱処罰へ応用可能な論理が生まれる。また、政治配置によっては、国旗侮辱を反国家・外部敵への同調として読むC系統にも接続し得る。

したがって、「橋頭堡」という表現は、将来の必然を意味しない。構造的可能性を示す表現である。

## 6-10 小括

本章で見た反論は、いずれも一定の意味を持つ。外国国章損壊罪との均衡論、国民感情保護論、行為処罰論、社会的法益化、他国比較、宗教政治ネットワーク批判、CIA陰謀論批判、橋頭堡論への慎重論は、いずれも無視すべきではない。

しかし、これらの反論を踏まえても、本稿の中心的問題は残る。

それは、国旗を尊重するかどうかではない。国旗という物を守るかどうかでもない。問題は、国旗を通じて「日本国が傷つく主体」として刑法上に立ち上がること、そしてその文法が国家象徴保護、体制主体化、外部敵接続へ拡張し得ることである。

したがって、国旗損壊罪案を検討する際には、少なくとも次の問いに答える必要がある。

第一に、誰の、どの法益が侵害されるのか。

第二に、その法益は憲法秩序の中でどのように正当化されるのか。

第三に、その侵害は拘禁刑を含む刑法でなければ対応できないのか。

第四に、その法的文法は、国歌・国章・皇室・自衛隊・国家機関・反国家表現へ拡張されないのか。

第五に、政治配置によって、外部敵・忠誠審査・赤狩り型制度へ接続しないのか。

これらの問いに答えないまま、「国旗を大切に思う感情」だけで刑法化を進めるなら、それは近代刑法の基本構造を踏み越える危険を持つ。

## 章末注

- [1] 刑法92条は外国国章損壊罪を定め、外国政府の請求がなければ公訴を提起できない構造を持つ。e-Gov法令検索「刑法」 <https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC000000045>
- [2] 自由民主党「国旗の損壊等に関する制度検討PT 議論の整理と論点を取りまとめ」、2026年4月28日。 <https://www.jimin.jp/news/information/213121.html>
- [3] Texas v. Johnson, 491 U.S. 397 (1989). Justia U.S. Supreme Court Center. <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/491/397/>
- [4] UN Human Rights Committee, General Comment No. 34, Article 19: Freedoms of opinion and expression, CCPR/C/GC/34, 2011. <https://www.ohchr.org/sites/default/files/english/bodies/hrc/docs/gc34.pdf>
- [5] Foreign Relations of the United States, 1964–1968, Volume XXIX, Part 2, Japan, Document 1. <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1964-68v29p2/d1>

## 第7章 統合結論

### 国旗が本丸ではない——「国家が傷つく」という刑法構造

本章は、第1章から第6章までの論証を統合し、国旗損壊罪案の本質的問題を「国旗という物」ではなく、「国家が傷つく主体として刑法上に立つ構造」にあると整理する。また、制度防御の焦点として、C/D接続と新たな国家法益の創設を防ぐ必要を示す。

#### 7-1 問題は「国旗を大切にするか」ではない

本稿は、国旗を尊重する感情そのものを否定するものではない。国旗を大切に思う人がいること、国旗を共同体の記憶や儀礼の一部として扱う文化があることは、社会的に尊重され得る。また、他人の所有する国旗を壊す行為、公共の安全を害する方法で国旗を燃やす行為、業務や公務を妨害する行為を正当化するものでもない。それらは、既存の財産犯、公共危険、業務妨害、公務妨害などの問題として処理され得る。

本稿が問題にしてきたのは、国旗の価値それ自体ではなく、国旗損壊罪案が刑法上どのような法益主体を立てるのかである。とくに問題となるのは、国旗を通じて「日本国が侮辱される」「国家が傷つく」と構成し、そのことを刑法上の拘禁刑を含む犯罪として扱う点である。

この構造を認めるなら、刑法の保護対象は、具体的な物、具体的な個人、具体的な制度機能から離れ、国家象徴、国家の尊厳、国民感情、さらには体制そのものへと抽象化される。そこで問うべきなのは、国旗を大切にすべきかどうかではない。より根本的には、刑法上、誰が傷つく主体として立てられているのかである。

本稿の結論は、次の一点に集約できる。

**国旗損壊罪案の本質的問題は、国旗という物を守るのではなく、「国家が傷つく主体である」という刑法上の構造を導入し得る点にある。**

この構造は、国家象徴保護、外部秩序接続、体制主体化への橋頭堡になり得る。したがって、国旗損壊罪案は、単なる国旗尊重論ではなく、刑法の保護法益、憲法上の自由、戦後保守運動の主体変換、国際的な体制主体化法制との比較の中で検討されるべきである。

## 図7-1 全体論証マップ



表7-1 全章の論証回収表

章	回収される論点
第1章	刑法は憲法秩序に接続できる法益を守る制度
第2章	国旗損壊罪案は「日本国への侮辱」を中核にする
第3章	A/B/C/D分類により、国旗保護の主体を分解する
第4章	戦後推移と主体重心移動により、BからC/Dへの接続可能性を見る
第5章	国旗損壊罪案はC/Dへの橋頭堡になり得る
第6章	主張しすぎない範囲を明確にする

章	回収される論点
第7章	制度防御と最終結論

## 7-2 刑法は何を守る制度なのか

第1章では、刑法の保護法益を整理した。刑法は、国家が不快に思う行為や道徳的に好ましくない行為を自由に処罰する制度ではない。近代立憲主義の下で刑法が正当化されるためには、守るべき法益が明確であり、その法益が憲法秩序に接続していなければならない。

刑法上の法益は、一般に個人的法益、社会的法益、国家的法益に区分される。個人的法益は生命、身体、自由、名誉、財産など、個人に帰属する利益である。社会的法益は公共安全、社会制度の信用、公衆衛生など、社会生活の基盤に関わる利益である。国家的法益は国家の存立、国交、公務、司法、刑罰執行など、統治制度の機能に関わる利益である。

重要なのは、国家的法益であっても、通常は「国家の感情」や「国家の尊厳」そのものではなく、国民の権利保障を支える制度機能として説明される点である。内乱罪や外患罪は国家の存立や憲法秩序を守る。公務執行妨害罪は公務の円滑な遂行を守る。偽証罪や証拠隠滅罪は司法作用の適正を守る。外国国章損壊罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起できない構造を持ち、国交・外交関係という対外的制度法益に接続している<sup>[11]</sup>。

この整理から見ると、国旗損壊罪案において最初に問うべきことは明確である。誰の、どの法益が侵害されるのか。他人の国旗を壊すなら財産権の問題であり、既存の器物損壊で足りる。公共安全を害するなら公共危険の問題である。業務や公務を妨害するなら既存犯罪で処理し得る。それにもかかわらず新たに国旗損壊罪を設けるなら、そこで守られるものは、物でも財産でも公共危険でもない何かである。

それが「国旗を大切に思う一般的国民感情」なのか、「国家象徴の尊厳」なのか、「日本国への侮辱を受けない利益」なのか。ここを曖昧にしたまま刑法化することは、刑法の保護法益を不明確にする。

## 7-3 国旗損壊罪案の条文構造

第2章では、国旗損壊罪案の条文構造を検討した。2012年の自民党案は、「日本国に対して侮辱を加える目的」で日本国の国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者を、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する構造を持っていた<sup>[12]</sup>。第219回国会の参法第3号案も、「日本国に対して侮辱を加える目的」で日本国の国旗その他の国章を損壊等する行為を処罰する構造を示している<sup>[13]</sup>。

ここで重要なのは、処罰の中心が国旗という物の物理的損壊ではなく、「日本国に対する侮辱」に置かれている点である。国旗を損壊することが、国旗という物への損害ではなく、日本国への侮辱として構成される。このとき、刑法上の被害主体は、所有者でも公共秩序でもなく、日本国そのものへ接近する。

2026年の自民党PT整理では、2012年型の「侮辱目的」をそのまま前面に出すのではなく、守るべき利益を「社会的法益」と位置づけ、国旗を大切に思う一般的な国民の感情を害する行為として整理する方向が示された。また、主観的な意図・目的ではなく、外部から認識できる行為態様で処罰範囲を限定する方向も示されている<sup>[14]</sup>。

この調整は、表現の自由や明確性への配慮として一定の意味を持つ。しかし、問題は残る。守るべき利益を「社会的法益」と言い換えても、その実体が一般的国民感情であり、かつ拘禁刑を含む刑法で保護されるなら、単なる感情保護を超えて、国家象徴保護の性格を帯びる。さらに「日本国への侮辱」という構造が残る場合、国家そのものが傷つく主体として立つ危険は残る。

したがって、2012年案と2026年型整理には差があるが、いずれも「国旗を通じて何が傷つくとされるのか」という問いを避けて通ることはできない。

## 7-4 A/B/C/D分類の到達点

第3章では、国旗保護を四つの主体分類に整理した。

表7-2 A/B/C/D分類の到達点

分類	名称	主体	中心的意味
A	文化共同体型	地域、生活文化、祝祭、共同体記憶	国旗を文化・儀礼・自然な尊重の対象として扱う
B	伝統国家象徴型	皇室、国旗、国歌、国柄、伝統的日本	国旗を伝統的日本の国家象徴として扱う
C	外部秩序接続型	反共、同盟秩序、国家安全保障、自由経済秩序	国家象徴が外部敵・反共・同盟・市場秩序へ接続される
D	体制主体化型	国家、体制、元首、国軍、国旗・国章、国家機関	国家・体制そのものが傷つく主体として立つ

この分類で重要なのは、国旗が「何を代表して語られるか」と、制度上「誰のために作動するか」を分ける点である。国旗は表向きには日本人の文化共同体や伝統的日本を代表すると語られ得る。しかし、制度上は、国家刑罰権、反共秩序、同盟秩序、体制保護へ接続されることがある。

AからBへの移行は、文化的共同体の国家象徴化である。これは、国旗が地域や祝祭の慣習から、国家の標章、国民的一体感、国歌、皇室、国柄と結びつく過程である。1999年の国旗国歌法は、国旗・国歌を成文化したが、政府説明では国民に新たな義務を課すものではないとされたため、B-soft、すなわち国家象徴の成文化段階として位置づけられる<sup>15)</sup>。

BからDへの移行は、国家象徴が国家そのものの被害接点になる過程である。国旗を侮辱することが、日本国を侮辱することと構成されるなら、国旗は単なる象徴ではなく、国家が傷つく刑法上の接点になる。

BからCへの移行は、国家象徴が外部敵・反共・同盟・市場秩序へ接続される過程である。国旗損壊罪案の条文だけからCを断定することはできない。しかし、運動主体や政治配置を見れば、国旗・皇室・元号・教育・家族といったB系統の語彙が、勝共系、国際反共ネットワーク、財界、政界、自民党右派へ接続される構造がある。

この分類により、国旗損壊罪案は少なくともAでは説明できない。1999年の国旗国歌法はB-softであり、2012年の刑法化案はB-hard/D接続への切替点である。2026年型整理は、B-hardを社会的法益・外形基準へ

法技術的に調整するものと見られるが、D接続の問題は残る。C接続は条文から直接ではなく、運動主体と政治配置から検討されるべきである。

## 7-5 戦後推移と主体重心移動

第4章では、戦後の国家象徴運動の推移を検討した。戦後憲法秩序の出発点では、大逆罪・不敬罪など、皇室に対する特別な刑法保護が削除された。これは、戦前型のD、すなわち天皇・皇室・国体が刑法上特別な被害主体として立つ構造を一度切断したものと位置づけられる<sup>16)</sup>。

その後、日の丸・君が代は慣習・教育行政・学校行事の中で扱われ、1999年に国旗国歌法として成文化された。この段階では、国旗・国歌は国家象徴として明文化されたが、国民に新たな義務を課さないと説明され、刑罰も置かれなかった。したがって、1999年はB-softである。

しかし2012年には、国旗損壊を「日本国に対する侮辱」として刑法化する案が出された。ここで国家象徴は、単なる定義や儀礼を超え、刑罰によって保護される対象へ変わる。2012年は、B-softからB-hard/D接続への明確な切替点である。

さらに2025年から2026年にかけて、国旗損壊罪は再浮上した。2026年の自民党PT整理では、守るべき利益を社会的法益とし、外形的行為態様で処罰範囲を限定する方向が示された。これは、2012年型をそのまま通すのではなく、表現の自由や明確性を意識して法技術的に調整する段階である。しかし、拘禁刑を含む刑法化の方向が維持されるなら、B-hard/D接続の問題は残る。

第4章ではまた、国家象徴運動の主体重心移動を整理した。地域神道・生活神道は、もともとA：文化共同体型に近い。そこでは神社、氏子、祭礼、祝祭日、地域共同体が中心にある。しかし、神社本庁、神道政治連盟、日本を守る会、元号法制化運動、日本を守る国民会議、日本会議へと進むにつれ、文化的・宗教的動員基盤は、勝共系、旧軍・遺族系、経済団体、政界、自民党右派を含む統一戦線へ接続されていった。

1979年の元号法制化運動をめぐる国会会議録では、神社本庁、生長の家、軍恩連盟、国際勝共連合、生長の家学生会、反憲法学生委員会、日本青年協議会などが、法制化を求める主な団体として挙げられている<sup>17)</sup>。これは、元号というB系統の国家象徴運動が、勝共系を含むC系統の統一戦線へ接続していたことを示す重要な資料である。

ここで起きているのは、単純な乗っ取りではない。より正確には、**主体重心移動、上部組織化、統一戦線化、作動主体の変換**である。地域神道や文化保守層はA/Bのつもりで動いていても、制度化と政治接続の過程で、C/Dの作動主体へ接続され得る。

## 7-6 橋頭堡論の意味

第5章では、国旗損壊罪案をC/D系統への橋頭堡として検討した。ここでいう橋頭堡とは、最終形そのものではなく、次の制度展開を可能にする法的文法や概念上の足場を意味する。

国旗損壊罪案が作り得る足場は三つある。

第一に、国家が傷つく主体になることである。国旗損壊を単なる物の損壊ではなく、日本国への侮辱と見るなら、刑法上の被害主体は日本国そのものへ接近する。

第二に、実害ではなく、侮辱、不快、嫌悪、感情侵害が処罰理由として前面化することである。具体的な危険や被害ではなく、表現の意味と受け手の感情が処罰の中心に近づく。

第三に、行為者の政治的意味が読まれることである。国旗損壊が反国家的表現として読まれると、外部敵、反日、左翼、反体制、外部勢力への同調といったC系統の読み込みが可能になる。

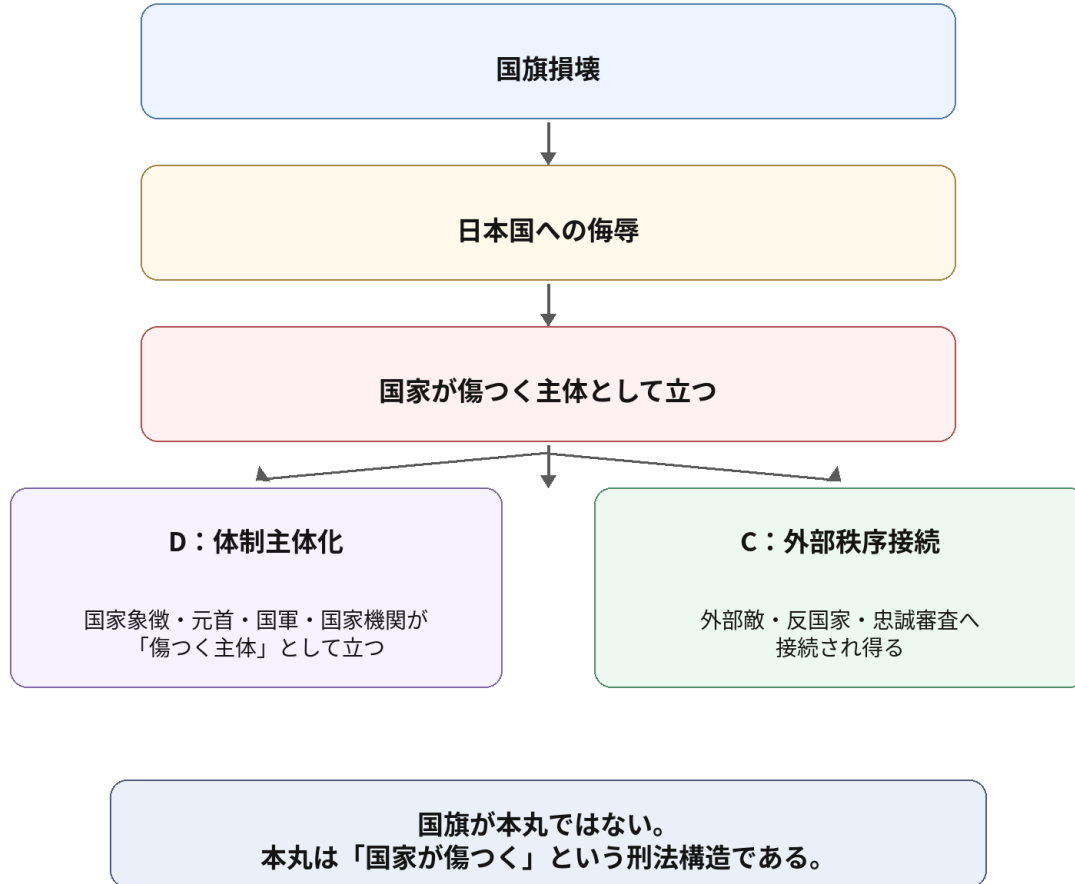
D系統への拡張としては、国旗から国章、国歌、国家儀礼、皇室、自衛隊、国家機関への侮辱処罰が考えられる。国連自由権規約委員会の一般的意見34号は、レセマジェステ、不敬罪、権威への不敬、旗や象徴への不敬、国家元首への名誉毀損などの法律に懸念を示している<sup>8)</sup>。この警戒は、国家・元首・国旗・国章・国歌・公的権威を刑法上の保護主体として立てるD系統に向けられたものと読める。

C系統への拡張としては、赤狩り型制度との比較が重要である。赤狩りは、国家安全保障、政府転覆防止、公務員の忠誠、外部敵の浸透防止を表向きの法益として掲げた。しかし実際には、具体的な暴力行為やスパイ行為にとどまらず、思想、所属、交友関係、労組活動、文化活動、雇用関係にまで対象が広がった。

Smith Actは政府転覆防止を掲げ、Truman大統領令9835号は連邦職員の忠誠審査を制度化し、Internal Security Actは共産主義組織などの登録を求め、Communist Control Actは共産党を敵性組織として扱った<sup>9)</sup>。日本でも、占領期のレッド・ページは、冷戦激化とGHQの反共的性格の強化の中で進められた<sup>10)</sup>。

国旗損壊罪案は、直ちに赤狩りを意味するものではない。しかし、国旗を侮辱する行為が反国家的表現と読まれ、その先に外部敵への同調を読み込む政治配置が生まれた場合、C系統へ接続し得る。その意味で、国旗損壊罪案はC/D系統への橋頭堡になり得る。

図7-2 国旗損壊罪案の最終構造図



## 7-7 反論を踏まえて残る問題

第6章では、想定反論を整理した。外国国旗を守るなら日本国旗も守るべきではないか、国旗を大切に思う国民感情を守るだけではないか、思想や表現ではなく損壊行為を処罰するだけではないか、社会的法益として限定すれば問題は解消するのではないか、他国にも同様の法律があるのではないか、神道・日本会議・勝共・財界を結びつけるのは飛躍ではないか、CIAや米国関与を言うのは陰謀論ではないか、橋頭堡という言い方は強すぎないか。これらの反論はいずれも検討に値する。

しかし、反論を踏まえても、本稿の中心的問題は残る。

外国国章損壊罪との均衡論については、外国国章損壊罪が国交・外交関係に接続するのに対し、日本国旗損壊罪案では外国政府という外部主体が消える。残るのは、日本国への侮辱、国家象徴、国民感情である。したがって、単純な横滑りはできない。

国民感情保護論については、国旗を大切に思う一般的国民感情を守ること自体は否定されない。しかし、その手段として拘禁刑を含む刑法を用いるなら、単なる感情法益の保護を超えて、国家象徴保護ないしD接続の問題になる。

行為処罰論については、自分の所有する国旗を政治的抗議として損壊する場合、物理的行為と表現意味は切り離しにくい。国旗損壊が撮影、投稿、拡散を伴う場合、処罰対象は行為から表現空間へ広がる。

社会的法益化については、2012年型より慎重な法技術的調整である。しかし、社会的法益の実体が一般的国民感情であり、かつ国家象徴を刑法で保護する構造が残るなら、問題は解消しない。

他国比較については、他国にも国旗・国章・国歌の冒瀆を処罰する法制は存在する。しかし、それらは同時にD系統、すなわち国家・元首・国軍・国家象徴が傷つく主体として刑法上に立つ危険を示す比較材料でもある。

宗教政治ネットワークについては、本稿は地域神道・日本会議・勝共系・財界を同一視していない。主張しているのは、直接設計ではなく、主体重心移動と統一戦線化である。

CIAや米国関与についても、本稿は今回法案への直接関与を主張しない。扱っているのは、戦後日本における親米保守・反共・左派抑制・日米安保維持の政治土壌であり、今回法案の直接設計ではない。

橋頭堡論についても、本稿は必然的な独裁化を主張しない。主張しているのは、国旗損壊罪案が国家侮辱法制やC/D系統へ展開可能な法的文法を作るという構造的可能性である。

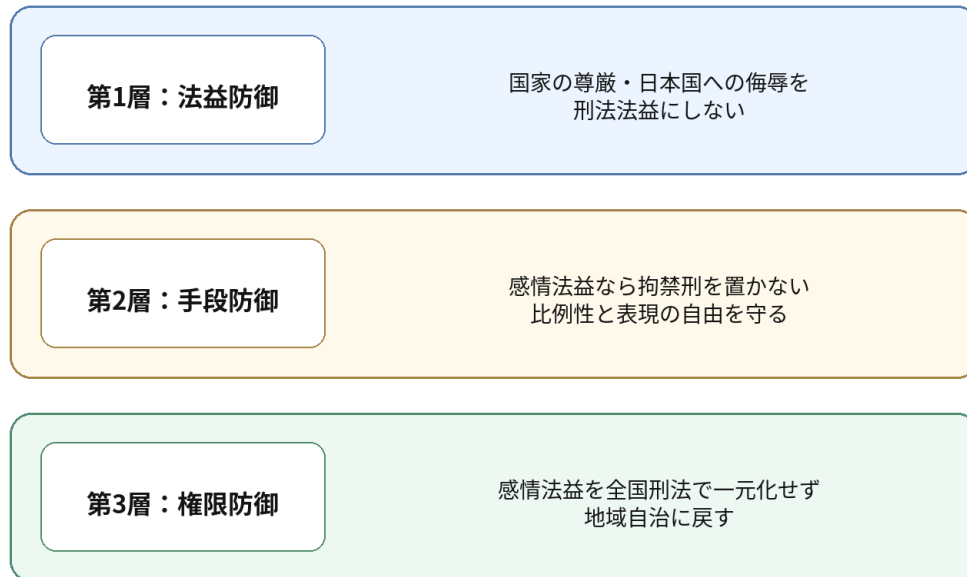
## 7-8 制度防御の焦点——国旗論争ではなく、C/D接続と国家法益の創設を止める

本稿の分析から導かれる制度防御の焦点は、国旗そのものを軽視することではない。国旗を文化的・儀礼的に尊重することと、国家への侮辱を刑法で処罰することは、明確に区別されなければならない。

防御すべき核心は、国旗損壊という個別行為ではなく、「国家が傷つく主体である」という法益構造の刑法化である。この構造を認めると、国章・国歌・皇室・自衛隊・国家機関への侮辱処罰、さらには反国家・外部敵・忠誠審査型制度への接続可能性が生じる。

したがって、防御側の論点は「国旗を傷つける自由」ではなく、「国家侮辱罪的な法益を刑法に導入しないこと」に置かれるべきである。国旗尊重を望む立場であっても、国家の尊厳や国民感情を拘禁刑で保護することには、別個の憲法的・刑法的問題がある。

## 図7-3 制度防御の三層構造



### 7-8-1 感情法益であるなら、全国一律の刑法にはならない

推進側が国旗損壊罪の保護利益を「国旗を大切に思う一般的国民感情」と説明するのであれば、その法益は国家存立や国交ではなく、感情法益として位置づけられる。

しかし、感情法益は全国一律のものではない。地域の歴史経験、住民構成、政治文化、教育環境、儀礼意識によって、国旗に対する感情のあり方は異なり得る。ある地域では国旗が強い共同体的記憶と結びつき、別の地域では戦争経験、基地、移民、多文化共生、労働運動、教育史などによって、より多元的な感情が存在し得る。

したがって、そのような感情法益を国が全国一律の刑法で定義し、拘禁刑を含む刑罰で保護することは、特定の国家観・国旗観を全国的な標準感情として固定する危険を持つ。ここで重要なのは、単に制裁を軽くすることではない。国旗をめぐる感情法益を、国家が一元的に定義し、全国統一の刑法権限として握ることを防ぐことである。

### 7-8-2 地域議会の独自性を上限にする

仮に公共施設や地域行事において国旗をめぐる秩序を保護する必要があるとしても、それは地方自治の枠内で、地域議会が住民感情と地域事情を踏まえて判断する条例レベルの軽い行政秩序罰、すなわち過料を上限とすべきである。

日本国憲法94条は、地方公共団体が法律の範囲内で条例を制定できることを定めている<sup>[11]</sup>。地方自治法14条も、普通地方公共団体が法令に違反しない限り条例を制定できることを定め、条例違反について一定の罰則または5万円以下の過料を置ける構造を持つ<sup>[12]</sup>。ここで本稿が重視するのは、条例が単に軽いから望ま

しいということではない。地域により異なる感情法益は、全国刑法ではなく、地方自治の民主的手続に戻すべきだという点である。

この防御線に立つなら、推進側は二つの選択を迫られる。

表7-3 感情法益なら地方自治へ

推進側の説明	防御側の応答
国旗を大切に思う一般的国民感情を守る	感情法益なら、地域性・多元性がある。全国一律刑法ではなく、地方自治の軽い秩序罰が上限である
社会的法益である	社会的法益にも強弱がある。感情法益を拘禁刑で守るなら過剰である
国家の尊厳を守る	それなら感情法益ではなく、D系統の国家主体化である
外部敵・反国家表現を抑止する	それならC系統への接続であり、忠誠審査・赤狩り型制度への橋頭堡になる

つまり、推進側が「国民感情」を掲げるなら、全国統一刑法と拘禁刑は過剰である。逆に、全国統一刑法と拘禁刑を必要とするなら、それはもはや単なる国民感情ではなく、国家象徴・国家主体・外部秩序を守る法制である。

### 7-8-3 制度防御の最小条件

仮に国旗をめぐる何らかの規制を検討するとしても、少なくとも次の防御線が必要である。

表7-5 制度防御の最小条件

防御対象	最小条件
法益	「日本国への侮辱」や「国家の尊厳」を保護法益にしない
主体	国家・体制・国家象徴が「傷つく主体」として立つ構成を避ける
手段	感情法益であるなら、啓発・教育・条例過料を上限とし、拘禁刑を置かない
権限	国が全国一律に感情法益を定義せず、地域議会の独自性を尊重する
表現	自分の所有物としての国旗を用いた政治的表現、風刺、創作、SNS表現を除外する
拡張	国歌・国章・皇室・自衛隊・国家機関への侮辱処罰へ拡張しないことを明記する
C接続	忠誠審査、雇用排除、行政処分、外部敵認定への利用を遮断する

この整理により、防御側は国旗そのものを否定せずに、国家刑罰権の拡張を止めることができる。国旗を大切にしたい人々と、国家侮辱罪的な刑法構造に反対する人々は、必ずしも対立しない。対立軸は、国旗尊重の有無ではなく、国家が「傷つく主体」として刑法上に立つことを許すかどうかである。

## 7-9 最終的に問うべき六つの問い

国旗損壊罪案を検討する際には、少なくとも次の六つの問いに答える必要がある。

第一に、誰の、どの法益が侵害されるのか。所有者の財産なのか、公共の安全なのか、国旗を大切に思う国民感情なのか、国家象徴の尊厳なのか、日本国そのものなのか。この問いを曖昧にしたまま刑法化することはできない。

第二に、その法益は憲法秩序の中でどのように正当化されるのか。個人の生命・身体・自由・財産と異なり、国民一般の感情や国家の尊厳は、刑法の保護対象として慎重に扱われなければならない。

第三に、その侵害は拘禁刑を含む刑法でなければ対応できないのか。啓発、教育、行政指導、条例上の軽い秩序罰、民事責任、既存刑法では足りないのか。感情法益を理由に身体的自由を奪い得る刑罰を置くなら、比例性の説明が必要である。

第四に、その法的文法は国歌・国章・皇室・自衛隊・国家機関・国家制度への侮辱処罰へ拡張されないのか。国旗だけを例外的に保護するのか、それとも国家象徴一般の刑法保護へ進むのかを明確にする必要がある。

第五に、政治配置によって、外部敵・忠誠審査・赤狩り型制度へ接続しないのか。国旗損壊を反国家的表現として読み、さらに外部敵への同調として読む構造が生まれぬかを検討する必要がある。

第六に、その法益を全国一律の刑法で定義すべきなのか、それとも地域自治の枠内で扱うべきなのか。推進側が「国旗を大切に思う一般的国民感情」を保護法益とするなら、その感情は地域性と多元性を持つ。したがって、国が統一的な刑罰権限として握るのではなく、地方自治の民主的手続に戻すべきではないかが問われる。

これらの問いに答えないまま、「国旗を大切に思う感情」だけで刑法化を進めるなら、それは近代刑法の基本構造を踏み越える危険を持つ。

表7-4 最終判断の断定水準表

水準	本稿の扱い
確定事実	国旗国歌法、2012年案、2026年PT整理、刑法92条など
強い推論	2012年はB-hard/D接続への切替点
慎重な仮説	国旗損壊罪案はC/Dへの橋頭堡になり得る
主張しないこと	CIA直接設計、勝共直接設計、必然的な独裁化

## 7-10 結論

国旗を大切に思う感情は、社会の中に存在する。その感情を尊重すること自体は否定されない。国旗を乱暴に扱う行為が多くの人に不快感を与えることもあるだろう。しかし、国旗を尊重することと、国旗への不敬を拘禁刑を含む刑法で処罰することは別である。

とくに、推進側が保護利益を「一般的国民感情」と説明するなら、その感情法益を国家が全国一律に定義し、拘禁刑で守ることは正当化しにくい。感情法益であるなら、住民構成や地域の歴史経験に応じて、地方自治の枠内で扱うべきである。国旗をめぐる感情の多元性を、国家刑罰権によって一つの標準感情へ固定してはならない。

刑法は、最も強い国家権力の一つである。刑法を用いるなら、守るべき法益が明確でなければならない。その法益は憲法秩序に接続されなければならない。処罰は必要最小限でなければならない。表現の自由、思想・良心の自由、政治的抗議の自由との緊張も考慮されなければならない。

国旗損壊罪案は、表面的には国旗を守る法案に見える。しかし、その中心に「日本国への侮辱」や「国旗を大切に思う一般的国民感情」を置き、拘禁刑を含む刑法で対応しようとするなら、問題は国旗を超える。

そこでは、国旗が傷つくのではない。国旗を通じて、国家が傷つく主体として立つ。

この構造を認めると、国旗、国章、国歌、皇室、自衛隊、国家機関、国家制度、反国家表現へと、処罰対象が拡張され得る。さらに政治配置によっては、外部敵・反国家勢力・忠誠審査・赤狩り型制度へ接続し得る。

したがって、国旗損壊罪案の本質は、国旗を守るかどうかではない。

本質は、「**国家が傷つく**」という刑法構造を導入してよいのかである。

本稿の結論は、ここにある。

**国旗が本丸ではない。本丸は、「国家が傷つく」という刑法構造である。**

この構造を刑法に導入するなら、その正当化にはきわめて慎重な説明が必要である。少なくとも、国旗尊重の感情だけでは足りない。必要なのは、法益主体、憲法接続、比例性、表現の自由、制度拡張の危険を含む、正面からの立法論である。

## 章末注

- [1] 刑法92条は外国国章損壊罪を定め、外国政府の請求がなければ公訴を提起できない構造を持つ。e-Gov法令検索「刑法」  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC0000000045>
- [2] 衆議院「刑法の一部を改正する法律案」第180回国会、2012年。[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18005014.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18005014.htm)
- [3] 参議院法制局「刑法の一部を改正する法律案要綱」第219回国会参第3号。<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/sanhouchiran/sanhoudata/219/219-003yh.pdf>
- [4] 自由民主党「国旗の損壊等に関する制度検討PT 議論の整理と論点を取りまとめ」2026年4月28日。<https://www.jimin.jp/news/information/213121.html>
- [5] 内閣府「国旗・国歌について」小淵内閣総理大臣談話。<https://www8.cao.go.jp/chosei/kokkikokka/kokkikokka.html>
- [6] 国立国会図書館「日本国憲法の誕生 刑法の一部改正」<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/05/150shoshi.html>
- [7] 第87回国会衆議院内閣委員会会議録、1979年4月19日。<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=108704889X00819790419>
- [8] UN Human Rights Committee, General Comment No. 34, Article 19: Freedoms of opinion and expression, CCPR/C/GC/34, 2011. <https://www.ohchr.org/sites/default/files/english/bodies/hrc/docs/gc34.pdf>
- [9] Smith Act, 18 U.S.C. § 2385; Truman Executive Order 9835; Internal Security Act 1950; Communist Control Act 1954. 主要資料として、Cornell Legal Information Institute, Truman Library, Teaching American History, American Presidency Project等を参照。
- [10] 国立国会図書館「Modern Japan in archives: Red Purge」<https://www.ndl.go.jp/modern/e/cha5/description12.html>
- [11] 日本国憲法94条は、地方公共団体が法律の範囲内で条例を制定できることを定める。e-Gov法令検索「日本国憲法」<https://laws.e-gov.go.jp/law/321CONSTITUTION>
- [12] 地方自治法14条は、普通地方公共団体が法令に違反しない限り条例を制定できることを定め、条例違反について一定の罰則又は5万円以下の過料を置ける構造を持つ。e-Gov法令検索「地方自治法」<https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000067>

## 主要参考資料

- 法令・政府資料：日本国憲法、刑法、地方自治法、国旗及び国歌に関する法律、行政手続法等。
- 国会会議録・法案資料：2012年自民党案、参法第3号案、元号法制化運動関連会議録等。
- 政党・団体公式資料：自民党PT資料、神社本庁、神道政治連盟、日本会議、国際勝共連合等。
- 学術・研究資料：国旗損壊罪、法益論、日本会議、宗教右派に関する論文・研究資料。
- 判例・国際人権資料：Texas v. Johnson、国連自由権規約委員会一般的意見34号等。
- 外交文書：FRUS等の米国外交文書。